

本町は先人たちの労苦により現在の姿があります。
特に、孤高の医師「関寛斎」がこの地に鋤を入れた
ことにより、開拓の歴史が始まり、以来、本町の基
盤が作られ、各分野に渡り、その成果が見られます。

今後の新しい時代の流れに対応し、本町の特性を
活かした、個性的な、まちづくりを進めるため、「第
5期陸別町総合計画」を策定しました。計画策定に
あたり、ご指導、ご協力をいただきました町民の皆
さん、各関係機関、各団体の皆様には、ここから
感謝を申し上げますと共に、本計画の具体化に一層
のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

平成22年3月

陸別町長 金 澤 紘 一

【目 次】

第1部 序論	1
1、計画の策定にあたって	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画のしくみ	3
2、陸別町を取り巻く現状と課題	4
3、陸別町の概要	6
第2部 基本構想	13
1、新しいまちづくりの目標	14
2、将来像実現のための基本目標	16
3、人口指標	19
4、土地利用の指針	22
5、財政運営の方向	24
6、分野別施策方針	25
基本目標Ⅰ しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり	26
基本目標Ⅱ 笑顔あふれる幸せづくり	28
基本目標Ⅲ 暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり	30
基本目標Ⅳ 誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり	32
基本目標Ⅴ 豊かなふれあいが築くふるさとづくり	33
第3部 基本計画	35
基本目標Ⅰ しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり	39
1 自然を活かした農業の振興	40
2 豊かな森の資源づくり	46
3 地域を支える活力ある商工業づくり	50
4 個性あふれる交流・観光拠点づくり	56
基本目標Ⅱ 笑顔あふれる幸せづくり	61
1 地域における、保健・医療環境づくり	62
2 次世代育成支援の充実	66
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	70
4 長寿のよこび	76
基本目標Ⅲ 暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり	79
1 豊かな自然環境と共生の環境づくり	80
2 利便性を高める交通と情報	90
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	96
基本目標Ⅳ 誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり	107
1 生涯を通じて学ぶ町民	108
2 誇り高きふるさと文化	116
基本目標Ⅴ 豊かなふれあいが築くふるさとづくり	125
1 地域と共に歩む行政	126
2 生き生きとした青少年と女性	130
3 開かれた行財政と安定した運営	136

第 1 部

序 論

1、計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本町では、平成12年に第4期陸別町総合計画（平成12年～平成21年）を策定し、『しばれトピア陸別』を基本コンセプトとし、まちづくりを進めてきました。

平成12年に施行された「地方分権一括法」により、地方自治体の位置づけが、大きく変わり、「地域のことは地域自らが決め、その責任は地域が負う」こととなりました。本町においても、自らの責任の下に、今後、更に個性あるまちづくりを進めていく必要があります。

『第5期陸別町総合計画』では、今までの成果を継承しつつ、時代の変化に対応した、まちづくりの明確な目標やまちづくりへの、強い意志を示していきます。

『第5期陸別町総合計画』の性格は・・・・・・・・

- まちづくりを進めていく上で、最も上位に位置づけられる計画です。
- 10年後〈平成31年度〉の目指す姿を基本構想として明らかにします。
- まちづくりの各分野を包括する総合的な計画です。

『第5期陸別町総合計画』の役割とは・・・・・・・・

- 行政においては、その運営の指針となる計画です。
- 町民や企業など民間においては、それぞれの役割のなかで考え、まちづくり活動を実践する上で、共有する指針です。
- 国や道などの関係機関に対し、陸別町のまちづくりの意思を示すための媒体です。

(2) 計画のしくみ

本計画は、【基本構想】、【基本計画】及び【実施計画】の3つの柱から構成され、それぞれの役割や計画期間は次のとおりとなります。

【基本構想】 基本構想は、【第5期陸別町総合計画】が目指す将来像を描き、人口などの指標や土地利用の方針を定めると共に、施策の大綱（あらまし）を明らかにします。

平成22年度を基準年度とし、平成31年度を目標年度とします。

【基本計画】 基本構想で定めた将来像と、施策の大綱を受け、その実現に必要なとなる、基本的な施策を分野別に体系化します。

ハード事業に偏重することなく、ソフト施策も重視し、施策に対する目標を設定します。

計画期間は、平成22年度から平成31年度の10ヵ年とし、中間年度では、諸環境の変化に対応するために、弾力的に見直すこととします。

【実施計画】 基本計画で体系化された施策に、具体性【実施年度、事業量、実施主体、財源内訳など】を持たせ、社会環境などに対応しながら、各年度の予算編成及び実施事業の指針とします。

計画期間は3ヵ年とし、環境の変化やまちづくりの動向に対応できるように3ヵ年度ごとに見直しをおこなうこととし、予算編成をはじめ本町の経営方針の指針とします。

2、陸別町を取り巻く現状と課題

本町の未来は、日本国内や国際社会の長期的な動きや方向性に、大きくかかわっています。

近年、急速に進んでいるのが、地方分権型社会への移行であり、同時に地域の格差が拡大しています。

北海道においても、道州制に向けた取り組みが進められており、基礎的自治体である市町村の役割はさらに重要となっていくと見られます。

また、当町のような中山間地域、農山村地域に住む住民が、安心して住み続けられるための生活環境の整備について、町民の目線に立ち、国や道と連携した取り組みを進める必要があります。

特に、平成18年4月20日にふるさと銀河線が廃線となり、地域住民の唯一の公共交通機関である代替バス（帯広陸別線、北見陸別線）については、将来にわたり、存続させていくために、国や道との連携を強める必要があります。

経済成長の著しいアジアの他の国々とのかかわりや地球社会とのかかわりなども含めて、「時代の潮流」を的確に捉えて、本町の未来を描きます。

経済社会のグローバル化

経済活動の自由化の流れの進展とあわせて、アジア諸国の経済力や生産技術の向上により、経済や市場がグローバル化し、低価格な輸入製品と国産品の競争が、激しくなっています。

また、農畜産物においては、輸入の自由化が進んでおり、国内の農業は、一層きびしい状況になっています。

農業・林業は、町の基盤を築く重要な役割を担っており、この産業基盤を強め、より豊かで、活力ある町となることが望まれています。

人口減少と少子・超高齢化社会

平成17年以降、日本は人口減少社会へと突入しました。

本町においても、少子化による人口減少や超高齢化社会の進展が及ぼす地域社会への影響は計り知れません。さらに、若年層の町外流出は、地域産業の後継者不足を生みだし、ひいては、まちの活力を低下させ、地域産業や地域社会の基盤を弱める要因となっています。

また、高齢者福祉への需要の拡大は、町財政の確保などの面においても大きな問題となっており、地域産業の強化と共に高齢者福祉への明確な対応が求められています。

安全・安心に対する意識の高まり

超高齢化・経済のグローバル化・世界的な人口の増加が進む中で、さまざまな面で町民の生命・財産が脅かされています。安全が確保され、人々が安心して、こころ豊かな生活を営むことができる社会について考えてみると、安全と安心の上に構築される、豊かな社会が浮かび上がってきます。

これからの時代、環境問題や安全性への関心がより一層高まり、これらに対する明確な行政姿勢が求められると共に、健康を維持するための、地域の保健活動・医療体制への期待も高まっています。

また、防災体制の強化や危機管理体制の構築により、地域全体で防災意識を高め、安心して暮らせる環境の整備が必要となってきます。

地域コミュニティの変化

地域住民の生活様式や価値観が多様化している現在、新たな地域社会のあり方を構築することが求められています。

現在の社会は、町民のさまざまな活動を町が支援し、町民が地域の中で尊敬され、町民同士の交流により、町民一人ひとりの成長や地域の発展が、期待される時代になっています。

また、行財政改革を進める中で、住民サービスを低下させないために、行政・住民活動（自治会活動）の役割「自助・共助・公助」の精神により、町民ができることは、町民自身で行うことが必要となり、町民参画による、まちづくりを進めていくことが、求められています。

3、陸別町の概要

高齢化と人口減少が進む本町ですが、歴史と共に、この地にしかないすばらしい豊かさを創造してきました。この先人による努力の積み重ねのもと、今の本町は次のように表すことができます。

立地条件

本町は、帯広市・北見市・釧路市など道東の中核都市から車で2時間の範囲に位置し、十勝川温泉・美幌峠・摩周湖や阿寒・大雪の国立公園・オホーツク・知床世界自然遺産など、道東の各観光地に囲まれ、周辺都市などの中間点に立つ本町は、多くの情報や人などが集まる可能性のある町です。

今後、広域的な発想が、ますます重要となり、この地理的な条件は、本町発展の大きな鍵となります。

自然条件

本町は、北海道東部の内陸部に位置するため、典型的な内陸的気象圏に属し、冬季には氷点下30度を超えることもある酷寒の町です。この寒さへの挑戦は、陸別の名を全国に広めた冬の一大イベント“しばれフェスティバル”を生み出す力や、日産自動車をはじめとする各企業技術研究の場などを引き寄せる力として、町の発展に大きなきっかけを与えてくれています。

年間を通じて70℃になる寒暖の差は、澄みきった満天の星空をつくり、『銀河の森天文台』は、星空を眺める身近な場として、さらにはオーロラなどの研究の場として活用され、陸別のシンボルとなっています。

小高い山に囲まれた本町の風景は、四季折々の自然の変化によりつくり出されています。阿寒の眺望が楽しめるカネラン峠や、道内でも貴重な天然優良林であるふれあいの森、ナキウサギが生息する北稜岳など、本町は豊かな自然に包まれた町です。

あゆみ

医人として名をなし遂げた関寛斎は、72歳の高齢にもかかわらず、4男又一と共に明治35年、理想の農村建設を夢に、現在の関地区に、開拓の鋤をおろしたのが、今日の陸別を築く基となりました。

明治39年、北見に通じる地方道の竣工と同43年国鉄網走本線（後に北海道ちほく高原鉄道株式会社＝ふるさと銀河線（平成18年4月20日廃線））の開通により、林業が栄え、畑地の開拓が進められてきました。

大正8年、足寄他3村戸長役場から分離し、陸別外1村戸長役場（1,011世帯・4,306人）が設置され、本町は、この時をもって開町とし、同12年、2級町村制により村名を陸別村と改称しました。

また、昭和23年に釧路国支庁から十勝支庁に編入し、同24年陸別村を陸別町に改称しました。同26年、西足寄町斗満地区を合併し、同28年に陸別町として町制を施行しました。

平成30年には開町100年の節目の年を迎えます。



陸別開拓の祖 関 寛斎

人 □

平成17年の国勢調査による本町の人口は、2,956人で、平成12年の前回調査に比べ8.4%減少しており、開町以来、初めて3,000人を下回りました。平成21年3月末の住民基本台帳による人口は、2,782人まで減少しており、これまでの人口の推移や今後の陸別町の社会状況等から推計すると、10年後の平成31年度には、2,300人程度まで減少することが予測されます。

就業機会の減少、少子高齢化による人口減少は、地域の活力低下など、まちづくりに大きな影響を与えます。

このため、今まで以上に魅力や活力にあふれるまちづくりを実践し、職業、年代、性別を問わず、町民の満足度を向上させると共に、働く場の確保、交流人口の拡大などにより、定住を促進し、人口減少や人口構造の急激な変化を抑制することが必要です。

■人口及び世帯数の推移■

〈単位：人・戸〉

	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
年少人口（0～14歳）	835	578	415	385	320
生産年齢人口（15歳～64歳）	3,081	2,649	2,198	1,909	1,664
高齢者人口（65歳以上）	550	675	816	922	972
合 計	4,466	3,902	3,429	3,228	2,956
世 帯 数	1,517	1,452	1,339	1,229	1,245

資料：平成17年国勢調査

（平成12年の人口の合計に、は年齢不詳12人が含んでいます。）

■年齢階層別人口比率■

	陸別町	北海道	全 国
年少人口（0～14歳）	10.8%	21.4%	20.1%
生産年齢人口（15歳～64歳）	56.3%	65.7%	65.8%
高齢者人口（65歳以上）	32.9%	12.8%	13.7%
合 計	100.0%	100.0% （不詳0.1%含む）	100.0% （不詳0.4%含む）

資料：平成17年国勢調査

産業の状況

① 農業

本町の農業は酪農が中心です。その他畑作物として、てん菜・馬鈴薯・いんげん・小麦や昼夜の寒暖の差を利用したアスパラガスなどの野菜が栽培されています。

農家戸数は2000年農林業センサスの120戸から、2005年には107戸となっており、後継者不足や、農業従事者の高齢化と労働力不足などにより、離農者が増加しています。

法人化や新規就農、後継者対策などによる、農業の活性化が必要であり、さらに、農畜産物の加工や販売・グリーンツーリズム・ファームインなど多様な農業形態により魅力ある農業の確立が求められています。

② 林業

本町の面積60,881haのうち、森林は50,641haを占めており、非常に高い割合になっています。

所有形態別では、国有林が76%、一般民有林が21%、町有林が3%となっており、国有林については、道内的に見ても優良な天然林が残されています。

林業・森林が担う役割は、地球温暖化の防止をはじめとする環境の保全、国土保全のほか、森林レクリエーションの場として人々の健康維持など、多面的な機能が求められています。

③ 商工業

本町の人口が減少していく中で、商工業者の事業撤退や後継者不足による廃業が続いており、町民の一般生活にも影響が出ています。

また、国や地方自治体による公共事業の減少により建設業等の受注量が減少し、事業所の経営だけでなく、そこで働く方々の雇用や生活に不安が出ています。

町民生活の不安解消のため、町内における不在業種の解消や企業誘致等による雇用の安定化の取り組みが求められています。

財政の状況

① 歳入歳出の状況

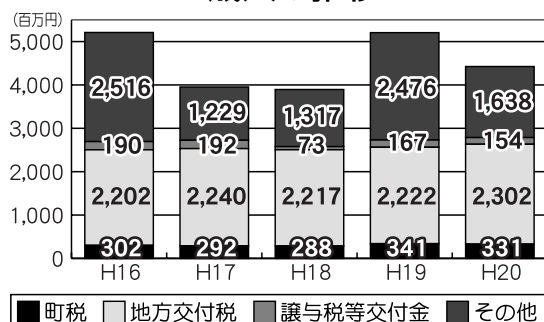
本町の財政運営に必要となる財源の50%以上を地方交付税に依存しています。

国が進めた三位一体改革による交付税収入の落ち込みは、下げ止った形となっていますが、地域経済の衰退・雇用情勢の悪化、それに伴う人口の流出による税収の落ち込みをはじめ、全体的に収入が減少傾向にあり、きびしい財政状況にあります。

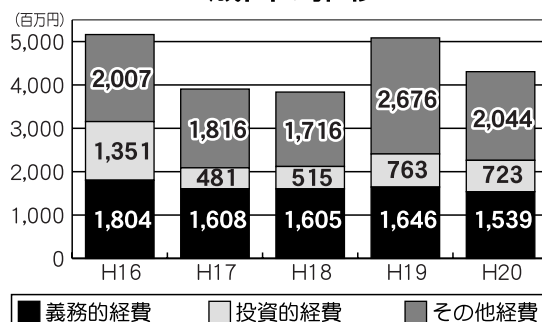
平成20年度の歳入構造は、町税が全体の1割にも満たず(3.3億円)、依存財源(地方交付税)の動向に大きく左右される構造になっています。

転じて、平成20年度の歳出のうち、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)は、全体の約36%です。ここ5年間の行財政改革の推進で人件費の削減を行っていますが、少子高齢化の影響による扶助費が増加しており、歳出に占める義務的経費の割合は横ばいとなっています。

歳入の推移



歳出の推移



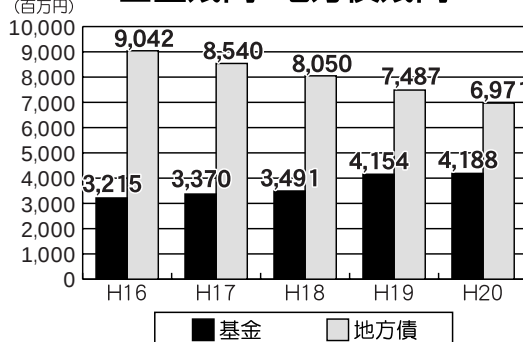
② 地方債及び基金残高

地方債残高は、新規借入の抑制、高金利起債の繰上償還の実施により、減少傾向にあります。今後においても、財政負担を十分考慮した、地方債管理を行っていきます。

基金残高については、平成19年度にふるさと銀河線跡地活用等振興基金の、創設があったことや、大型事業の終了により、増加傾向にあります。

今後は、学校の耐震改修などの事業が予定されており、財源不足への対応として、基金取り崩しが見込まれますが、限りある基金の的確な運用と共に、財源不足を生じさせない努力も必要となっています。

基金残高・地方債残高



③ 各財政指標の状況

〈財政力指数〉 0.162 (H21)

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれだけ自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年平均値を言います。この数値が大きいほど、財政力が強く、財源に余裕があることを示します。

本町は、この数値が非常に低く、財政力が極めて弱いことが表れています。

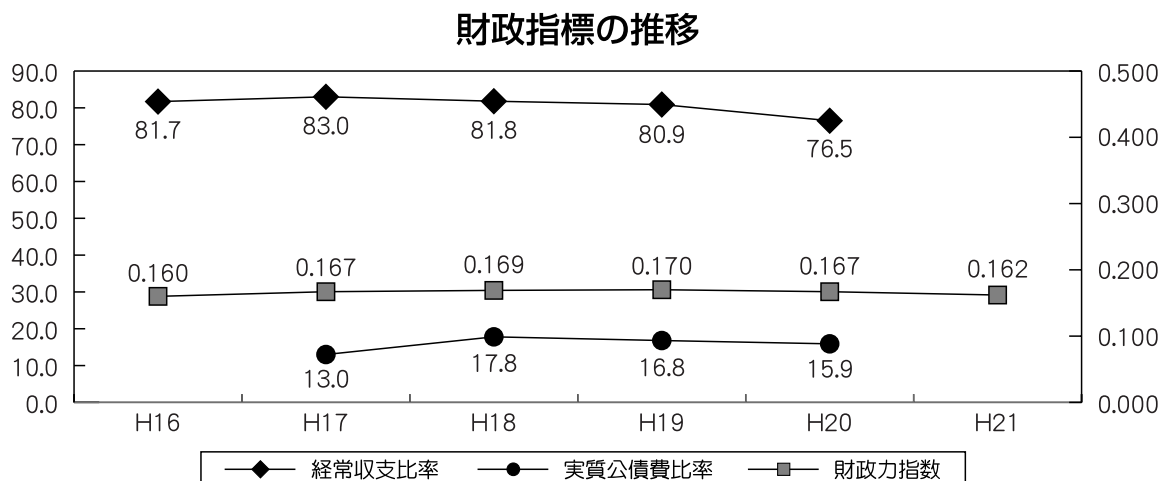
〈経常収支比率〉 76.5 (H20)

経常収支比率とは、町税や普通交付税のように、用途が特定されておらず、経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように、経常的に支出される経費に充当されたものの占める割合です。経常的経費に経常的一般収入がどの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断するための数値であり、この数値が低いほど財政の弾力性が高く、この比率が80%以下であることが望ましいとされています。

〈実質公債費比率〉 15.9 (H20)

地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、新たに導入された財政指標であり、標準財政規模に対する借入金等の返済（公債費）、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に当たると認められる繰入金など、実質的な公債費の比率です。

この指標が18%以上となる場合は、地方債を発行する際に、北海道の許可が必要な団体となり、25%以上となる場合は地方債の発行に一定の制限を受けることになります。



MEMO

[illegible]

第 2 部

基本構想

1、新しいまちづくりの目標

□ 構想の期間 □

平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

□ 陸別町の将来像 □

『陸別町を取り巻く現状と課題』及び『陸別町の概要』などを踏まえ、本計画が目指す町の姿を次のように設定します。

**空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる
きらり☆ひかる町 陸別町**

● 目指す陸別町の姿とは・・・

明治35年、医人・関寛斎は72歳の高齢にもかかわらず、理想の農村建設を夢に、北海道の中でも特に自然のきびしい、この地に開拓の鋤をおろしたのが今日の陸別を築く基となりました。

関寛斎が開拓の鋤を下ろしてから、100年以上たった現在でも、その開拓精神を受け継いだ陸別町民は、多くの挑戦を行い、新たなものをつくり上げています。

本町の目指す将来の姿は、この前向きな姿勢を継承し、この地にしかない”しばれ””星空”などの豊かな自然を通じ、すべての人たちが、普段着の気持ちで過ごせる心地よい町を目指していきます。

垣根のない“人のこころや力”は、数多くの交流機会を創出し、産業などへ新たな発展や発想を生み出すと共に、物・こころにわたる豊かさを実感できる“きらり☆ひかる町”を実現するための原動力となります。

第5期陸別町総合計画では、豊かな自然環境の象徴である「空・森・土」の中で、すべての町民が共に「絆」を持ち、明るく、笑顔の中で「うるおいあふれる」、「きらり☆ひかる町」陸別町を目指します。

【空・森・土】

本町は、自然あふれる環境の中で、農業・林業を基幹産業とし、“しばれ”“星空”などの自然環境を観光の目玉として、これまでのまちづくりを進めてきました。この財産は、本町の産業振興だけでなく、国民の食料や木材の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、森林による二酸化炭素吸収を通じた地球温暖化防止など、都市住民を含めた国民全体の安全・安心な暮らしの実現に、重要な役割を果たしているところです。

【町民の絆】

家族と地域、人の絆づくりを重要課題に位置づけ、絆づくりに向け一人ひとりが、お互いを大切にし、支え合い、助け合いのもとで、幸せな生活を送ることができるように、町民と行政が一体となり、各施策、事業を展開し、家族・地域のふれあいを創出し、連帯感育むまちづくりの実践に結びつけていきます。

【うるおいあふれる】

日常の生活に、うるおいのある住宅の整備や緑と水のある環境整備を進めます。町民に恵みをもたらす森林などの、自然環境を保全し、町民の誇りとなる、美しい景観を財産として、次の時代に継承するための、地域整備を進めると共に、町民の関心を喚起し、環境に対する意識の啓発を行い、環境整備などへの町民の参加を促進します。

また、災害や犯罪などの不安がなく、誰もが安全に暮らせるまちづくりを目指すと共に、一人ひとりが意識を高め、地域で支え合うことによって、子どもから高齢者まで、すべての町民が、住みなれた地域の中で、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

さらに、これまで育まれてきた固有の歴史文化を大切にする中で、新たな文化の創造を含めた「文化」を基盤とした、こころ豊かなまちづくりを進めます。

【きらり☆ひかる町】

本町の特色を活かし、地域のことは地域で決め、人的資源・地域の社会的ネットワークなどの固有の地域資源を存分に活用し、潜在的な資源を掘り起こし、それぞれの課題に対応した解決策を自ら考え、地域の実情に応じた政策展開を行い、持続可能な発展の仕組みを作っていくことにより、小さくても、「きらり☆ひかる」まちづくりを進めます。

2、将来像実現のための基本目標

新たな将来像である『空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる きらり☆ひかる町 陸別町』の実現に向け、5つの基本目標を設定し、豊かな自然に恵まれた、うるおいあふれる町を目指し、まちづくりに取り組んでいきます。

目標Ⅰ．しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

本町は「日本一のしばれ」「恵まれた森林」「澄み切った星空」を最大の資源として、付加価値の高い産業へと発展させるために、農業・林業・商業・観光などが連携を図り、発展してきました。町民一人ひとりが、しばれ・森林・星空が住民生活の豊かさへつながる仕組みを認識し、産業の資源となる自然環境の保全に努めます。

本町の基幹産業である「農業・林業」は、町内経済に大きな役割を果たしており、「農業・林業」の体質の強化を積極的に進めると共に、国際的な経済連携や自由貿易など、国の政策の転換に的確に対応し、担い手の方や関係機関・団体がひとつになって、「農業・林業」の振興を推進します。

また、本町の資源や個性を活かした企業誘致や起業の支援を積極的に行い、本町の経済や雇用環境の向上を図り、ここに住む誰もが将来に夢や希望を持てる環境を整え、ここに住み続けられるような活力ある町を目指します。

さらに、“銀河の森天文台”や“ふるさと銀河線りくべつ鉄道”などの、ほかでは体験できない観光施設や“しばれフェスティバル”をはじめとした、本町の特色を存分に活かした観光イベントや「農業・林業」と連携した体験観光で観光・交流の充実を町全体で進めると共に、あらゆる媒体を活用して全国に発信していきます。

目標Ⅱ．笑顔あふれる幸せづくり

こころとからだの健康的な生活習慣を身につけ、いくつになっても元気で生活していくために、地域全体で健康づくりへの積極的な取り組みを進め、地域医療体制の推進を図り、「保健・医療・福祉」の一体化した取り組みを進め、誰もが、安心して豊かな人生を過ごし、長生きして、すこやかに暮らせるまちづくりを進めます。

また、少子高齢化社会が進む中で、安心して子どもを生み、すこやかに育てることが出来る環境づくりのため、父母等の保護者はもとより、地域における子育ての機能を高め、地域社会全体で、未来を担う子どもたちが、安心して生活することが出来るまちづくりを進めます。

さらに、高齢者や障がい者が、意欲や能力を発揮できる環境の整備など、人口減少、高齢化に対応した地域づくりを推進し、障がい者の自立と社会参加などの取り組みを進め、地域に密着した高齢者・障がい者福祉への対応など、地域福祉を拡充するネットワークづくり・支援体制の構築を図ります。

目標Ⅲ．暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

本町は、豊かな森林に囲まれ、住む人・訪れる人に安らぎを与えます。昨今の環境・エネルギー問題は、世界共通の課題となっており、本町の豊かな自然環境は、これらの課題解決に欠かすことのできない財産でもあります。省エネルギー・新エネルギーを活用し、環境への負荷が少ない生活様式や事業活動を推進し、豊かな自然を守ることが大切です。

また、住環境や道路網の整備、公共交通機関の利便性の向上、ハード及びソフト面にわたった障害のない環境づくりを進め、すべての人が心地よく生活し、活動できるまちを目指していきます。特にふるさと銀河線代替バスとして運行している、十勝バス（帯広陸別線）、北見バス（北見陸別線）については、国や北海道、更には沿線市町村と連携した取り組みにより、利便性の向上を図る必要があります。

さらに、自然災害や犯罪などから町民の生命・財産を守るために、日頃から、防災防犯意識を高め、町全体で安全・安心なまちづくりを進めていきます。

目標Ⅳ．誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

町民が、より豊かで充実した生活を送るためには、まちぐるみで学習活動やスポーツ活動・交流など、あらゆる活動の場において、多くの人とふれあうことが重要であり、それが新たな文化の創造につながっていきます。特にまちづくりや子どもの成長などに大切な、人や自然とのふれあいや、この地でしか得られない楽しみや体験などを重視した学校教育や社会教育に力を注ぎ、地域固有の歴史・文化を保全・伝承することにより、町への誇りと、温かなこころを持った人づくりを図ります。

また、将来の担い手である、子どもたちを家庭・学校・地域が、それぞれの役割を果たしながら育み、新しい時代に対応した実践的な力をのばし、地域社会を支える人材の育成・確保につなげます。

また、他地域との交流やカナダ・ラコーム町との交流などの国際交流を通じ、町民の地域間交流等に対する意識の高揚と、それらに必要な情報の収集から学んだ他地域の歴史や文化などを本町の活性化に活かしていきます。

目標Ⅴ. 豊かなふれあいが築くふるさとづくり

～「地域のことは、地域自らが決め、その責任は、地域が負う」～ 自らの責任と選択を基本に、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進め、陸別に暮らす人々が本当に望む「まち」を目指し、町民参加による協働のまちづくりを進める必要があります。

人と人がふれあう機会や、まちづくりへの参画機会を充実すると共に、参画しやすい環境づくりに努め、町民への情報公開により評価・見直しを基本とした町政への町民参加を強く推進すると共に、町民の皆さんの主体的な地域活動への参加を促進します。

すべての町民が、わが町に対して誇りや愛着を覚え、活動が活発化する明るい町にするため、安定的、効果的、効率的な行財政運営と自治会活動や町民一人ひとりの参加による地域づくりを推進し、町民が主役となった自治に基づくまちづくりを進めます。



3、人口指標

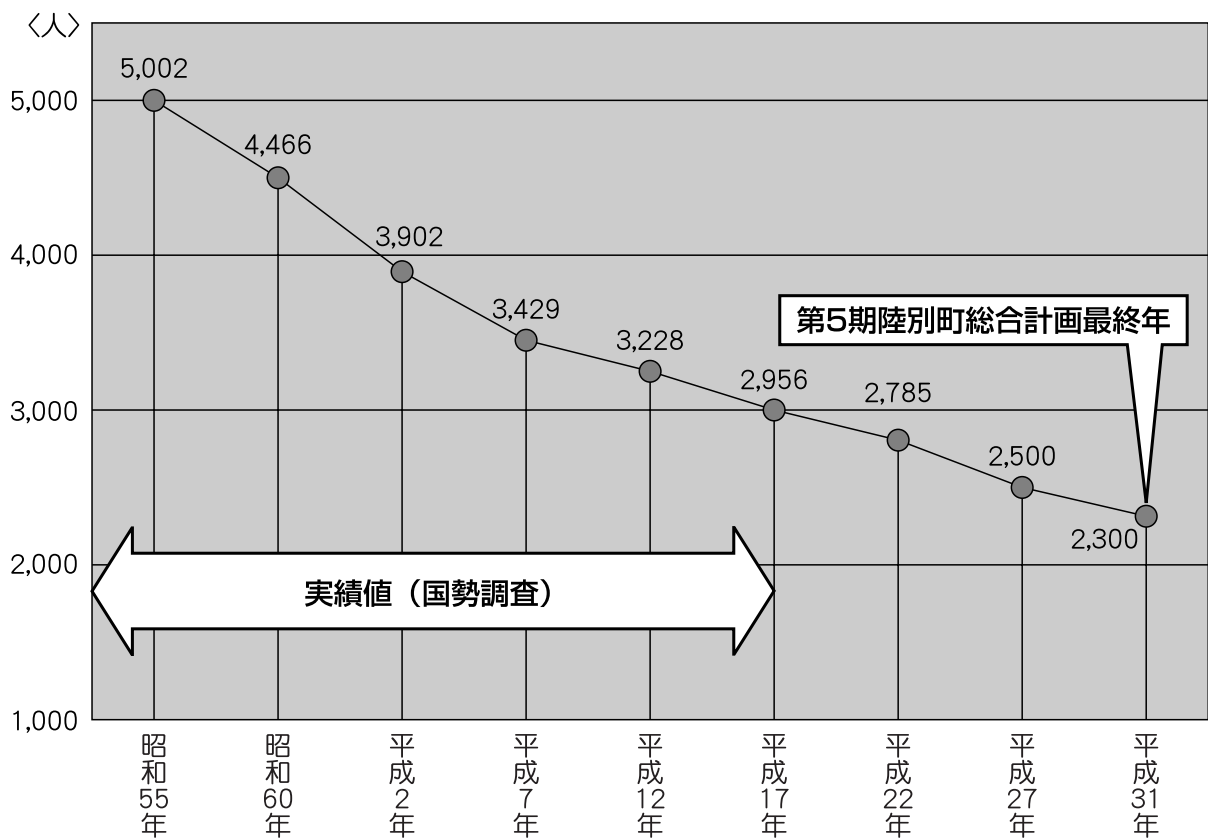
今後のまちづくりの指標として、本計画の目標人口を設定します。

① 将来の人口の見通し

本町の人口は、昭和30年代には約9,000人を数えましたが、都市部への人口の流出、産業構造の変化や少子高齢化などの影響により、平成17年の国勢調査では、3,000人を下回り、その後も人口減少が止まらない状況にあります。

これまでの人口減少の傾向や今後の社会情勢などから今後の当町の人口を推計すると、第5期陸別町総合計画の最終年となる平成31年の人口は、2,300人程度になると予想されます。

陸別町の人口の推移



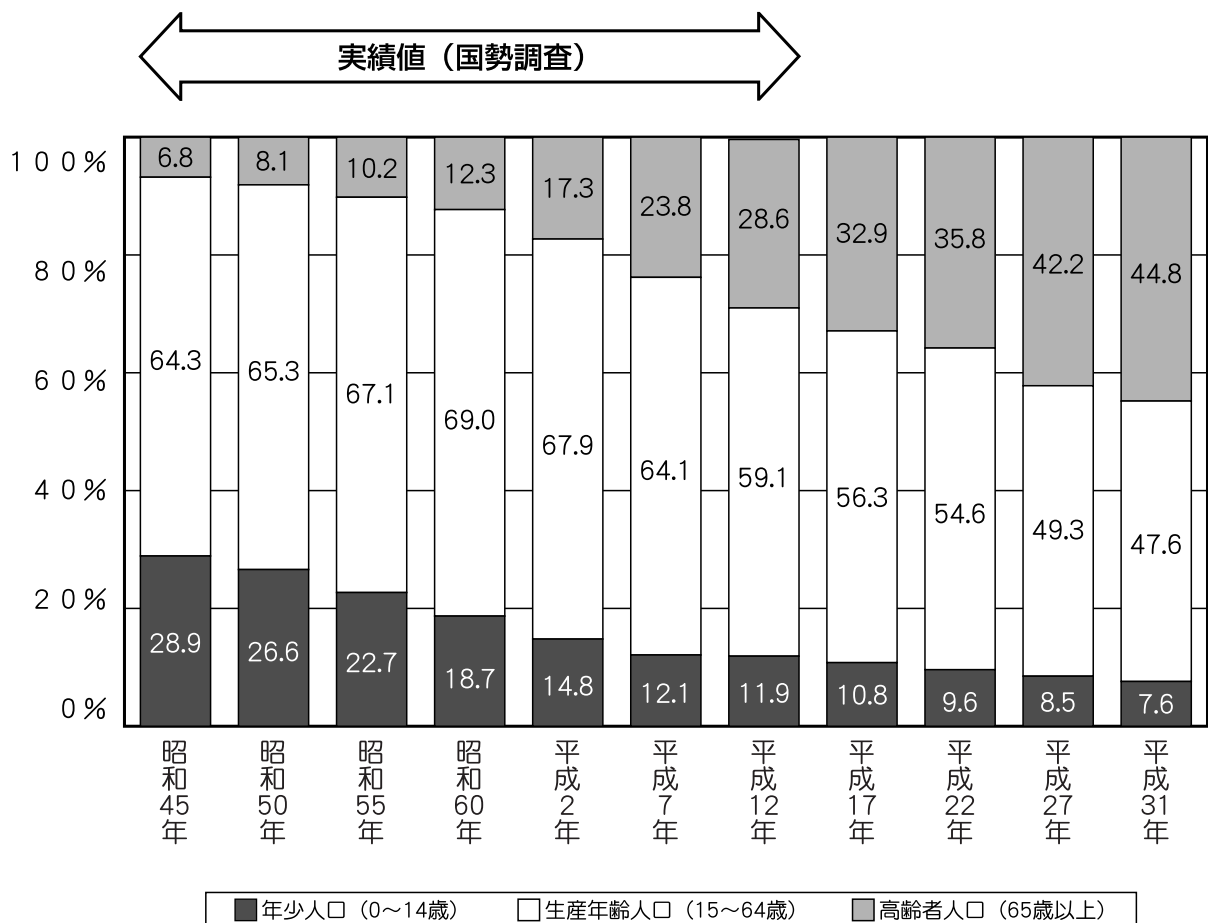
※平成17年度までは国勢調査

※平成22年は平成22年1月末の住民基本台帳

※平成27年以降は予想数値

② 年齢（3区分）別人口の見通し

平成17年国勢調査時点での本町の高齢化率（65歳以上人口）は、32.9%と全国平均（20.1%）・全道平均（21.4%）を大きく上回っています。今後も少子高齢化社会の進展により、一層、上昇する傾向にあり、推計では、平成31年には44.8%が高齢者となり、超高齢社会が訪れることが予想されています。逆に年少人口比率（14歳以下）、生産年齢人口比率（15歳～64歳）は低下し、今後、本町における少子高齢化の傾向は、ますます強まるものと予想されます。



※平成17年度までは国勢調査

※平成12年国勢調査：年齢不詳12人

※平成22年は平成22年1月末の住民基本台帳

※平成27年以降は予想数値

③ 目標人口の設定

日本全体での人口減少社会並びに現在の本町における少子高齢化や都市部への人口の流出による人口減少が続くなか、今後も更に人口減少が進むことが予想されます。

基幹産業の農業・林業を中心とし、農林商工が連携した、経済活動の活性化や観光振興、当町の個性を活かした子育て支援、安全で安心して暮らすことができる環境づくりなどにより、一生暮らしていけるまちづくりを進め、平成31年度の目標人口を2,400人とし、少子高齢化が進む中で、それぞれの世代が、まちづくりへの役割を果たしていける町を目指します。

	実績値	推計値	目標値
	平成17年度	平成31年度	平成31年度
総人口	2,956人	2,300人	2,400人
年少人口（0歳～14歳）	320人 10.8%	175人 7.6%	200人 8.3%
生産年齢人口（15歳～64歳）	1,664人 56.3%	1,095人 47.6%	1,150人 47.9%
高齢者人口（65歳以上）	972人 32.9%	1,030人 44.8%	1,050人 43.8%



4、土地利用の指針

① 現状と課題

本町は、全面積の8割以上を森林が占めています。森林などの自然の恵みを受け、林業や農業をはじめとする産業が発展し、うるおいある生活環境の中で、町民が生活をしています。

市街地域、農村地域、自然環境地域のそれぞれの役割を強化し、災害などに対する安全性と地域産業の生産性を高める土地利用に努め、うるおいある景観や良好な地域イメージの育成、ゆとりある空間や快適な住環境の確保など、地域生活の質を高める土地利用を進めます。

本町のすばらしい自然を継承するために、町民がそのすばらしさを実感し、自然環境の保全に努め、秩序ある土地利用により、快適で住みよいまちづくりを目指し、産業対策、福祉対策、環境対策と一体的、総合的な土地利用についての方向性を示し、計画的に土地利用を進める必要があります。

② 基本方針

〔1〕 市街地域

各地区の均衡ある発展を目指し、良好な住宅環境づくりを進め、この地に与えられたすばらしい自然と調和した景観形成や、緑化を意識した街路・公園づくりを計画的に進めていきます。

また、小さな子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる住環境づくりを進め、多様な生活様式に対応し、今後の人口の動態を見据え、空家・空地の解消と宅地の供給を進め、定住促進を図っていきます。

〔2〕 農村地域

安定した農業経営の実現や新規就農者の支援を図るため、生産基盤の効果的な整備や離農跡地・遊休地の有効利用を進めていきます。

農村地域は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観を形成し、都市住民を含めた国民全体の安全・安心な暮らしの実現に、重要な役割を果たしています。

本町は環境にやさしい農業や快適でうるおいのある農村を目指し、離農跡地に残る廃屋の解消などを含めた、農村景観や集落環境の整備に努めていきます。

また、農山村を人間の成長を支える教育の場として位置づけ、当該地域等における様々な体験を通じて、子どもたちに生きる力を育むと共に、都市と農山村との交流の創出を図ります。

〔3〕自然環境地域

森林や河川などの水辺の環境をはじめとする自然環境は、国土や自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、森林による二酸化炭素吸収を通じた地球温暖化防止など、都市住民を含めた国民全体の安全・安心な暮らしの実現に重要な役割を果たしています。

本町の役割として、自然環境の保全を進めるために、森林や水辺の環境と町民が、ふれあう機会を創出し、自然環境づくりを身近な活動として推進します。



5、財政運営の方向

①現状と課題

本町の財政は、過疎化や国の三位一体改革等により、きびしい状態が続いています。命綱と言うべき地方交付税の削減幅は、下げ止まりしましたが、今後も低水準のまま推移することが、予想されています。

特に酪農業と林業といった第1次産業を基盤とし、大都市圏から距離がある当町のような自治体においては、景気の回復感は全く感じられず、企業収益や個人消費は、更に下降している状況にあります。

当町のきびしい財政状況を町民一人ひとりが認識しなければなりません。その中で、陸別町の活力を維持し、発展・向上させるため、産業・福祉・教育など、各分野において計画的に事業を進め、限られた財源で町民の期待に応える施策・事業を効率的に進めていくことが必要です。

当計画においては、平成17年に策定した「陸別町自立推進プラン」に掲げた考え方を引き継ぐことを前提としますが、国の施策や北海道の地域振興に対する考え方を踏まえたものにします。

②基本方針

〔1〕行政運営の健全化

本町が自立していくためには、自らのまちづくりへの創意工夫とこれまで以上に簡潔で効率的な行政運営が求められます。

慣例にとらわれず、常に事業の評価・見直し・改善をこころがけ、常に課題を把握し、将来の財政状況を見据えた財政運営をこころがけることが必要です。

また、効率的な行財政運営のため、特定事務・事業の十勝全体での、広域連携を進めていくことが必要です。

〔2〕効果的な予算編成

本町の活力を維持し、発展・向上させることが求められており、産業・福祉・教育など、各分野において、積極的な施策をとると同時に、その必要性・妥当性・優先度等について、抜本的な検討を加え、効果的な予算編成を行います。

〔3〕行政と民間の役割分担

望ましい受益者負担の関係を実現させるため、サービス提供に対するコストの検証や行政と民間との役割を明確にし、受益者負担の妥当性を勘案し、将来において持続可能な行財政システムの構築を目指します。

6、分野別施策方針

新たな将来像である『空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる きらり☆ひかる町 陸別町』の実現に向け、町民の視点に立ち、各団体や関係機関と連携し「しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり」「笑顔あふれる幸せづくり」「暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり」「誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり」「豊かなふれあいが築くふるさとづくり」の5つの柱に基づきながら、総合的、計画的に政策展開を図ります。

**空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる
きらり☆ひかる町 陸別町**

政策の5つの柱

I	しばれ・森林・星空が育む 地域産業づくり	1 自然を活かした農業の振興 2 豊かな森の資源づくり 3 地域を支える活力ある商工業づくり 4 個性あふれる交流・観光拠点づくり
II	笑顔あふれる幸せづくり	1 地域における、保健・医療環境づくり 2 次世代育成支援の充実 3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実 4 長寿のよこび
III	暮らしと溶け合う 心地よい生活環境づくり	1 豊かな自然環境と共生の環境づくり 2 利便性を高める交通と情報 3 町民の安全・安心な暮らしの確保
IV	誇りと温かなこころの 芽生えるまちづくり	1 生涯を通じて学ぶ町民 2 誇り高きふるさと文化
V	豊かなふれあいが築く ふるさとづくり	1 地域と共に歩む行政 2 生き生きとした青少年と女性 3 開かれた行財政と安定した運営

基本目標		政 策
I	しばれ・森林・星空が育む 地域産業づくり	1 自然を活かした農業の振興 2 豊かな森の資源づくり 3 地域を支える活力ある商工業づくり 4 個性あふれる交流・観光拠点づくり

I-1 自然を活かした農業の振興

政策展開に当たっては、経済社会情勢の変化に応じて、柔軟に対応して行くこととします。

安定した農業経営の確立を図るため、国の農業政策に的確に対応し、農畜産物の輸入自由化など、きびしい状況にも耐えうる、基盤の強化を進めると共に、担い手の育成及び農地の有効利用に努めていきます。

また、生産性や品質の向上に向けた、新たな技術の開発や、地場の農畜産物を活用した新製品やブランドの開発、販路の拡大など、付加価値のある農畜産物活用を促進し、独自の流通・販売経路の開拓にも挑戦していきます。

- (1) 基盤の整備と経営の支援
- (2) 流通・販売対策の推進

I-2 豊かな森の資源づくり

町の大切な財産である豊かな森を次の時代へ継承するため、森林の育成を積極的に進めていきます。

また、森林の水源のかん養、空気の浄化など公益的な機能の確保に努めていきます。さらに、このすばらしい森林資源を町民が身近に実感できると共に、町外から人を引き付ける場として、有効な利用を図っていきます。

- (1) 緑豊かな森林の育成
- (2) 森の資源の有効活用

I-3 地域を支える活力ある商工業づくり

“しばれ”や“森林”など地域固有の資源を活用した技術の導入や商品販売を進め、町民が、この地に住む魅力を実感できる商工業へと発展させていきます。また、観光や農業・林業などの他産業と連携を図り、企業誘致や起業への支援などにより、新たな雇用の場が生まれる環境づくりにも努めていきます。

- (1) 活力ある商工業の育成
- (2) 地域産業と連携したブランドづくり
- (3) 雇用の安定

I-4 個性あふれる交流・観光拠点づくり

“しばれ”や“星空”などを活用した、陸別の個性あふれる観光資源やイベントとの連動など、より魅力のある観光づくりに努めていきます。また、“ふるさと銀河線りくべつ鉄道”や“森林”“農業”などを活用したソフト事業を充実させ、観光客が滞留するための企画の開発や、期待感がわく、おもてなしの環境づくりの強化、新たな景勝地の発掘を図ると共に、観光に携わる人材の育成・確保を進めます。

- (1) 特色ある観光資源の整備
- (2) 観光ソフト事業の充実

基本目標		政 策
II	笑顔あふれる幸せづくり	1 地域における、保健・医療環境づくり 2 次世代育成支援の充実 3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実 4 長寿のよこび

II-1 地域における、保健・医療環境づくり

生涯を通じ健康で過ごせることは、多くの町民の願いです。町民一人ひとりが、健康に対する意識を持ち、食生活や運動習慣などの、健康的な生活習慣を身につけることが大切です。

また、陸別町関寛斎国保診療所を核とした医療体制を確立し、町民が抱く専門医療の不安に関しては、広域的な対応などをより一層進め、安心して暮らせる体制づくりに努めていきます。

(1) 保健予防の充実

(2) 地域医療の充実

II-2 次世代育成支援の充実

非婚化・晩婚化・共働き化など、生活スタイルの変化や核家族化が進行する中、安心して子どもを生み育てるために、地域全体で子育てを行い、次世代育成を支援する環境づくりが、本格的な人口減少と超高齢化社会のなかでは必要です。

また、子どものすこやかな成長のための環境づくりを、地域全体で取り組んでいく必要があります。

(1) 母と子どもの健康の確保

(2) 地域における子育て支援の充実

Ⅱ-3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実

超高齢化社会の進行により、独居老人や老老介護などの介護に対する問題が大きくなっており、今後は地域を主体とした、こころのこもったサービスが受けられる、温かな福祉の実現を図っていきます。

さらに、ハード面のバリアフリー化はもちろん、利用者の立場から、施設の利用環境などを見直すと共に、ユニバーサルデザインに基づき、子どもや高齢者・障がい者など誰もが、地域社会に溶け合いながら暮らせる環境づくりに努めていきます。

- (1) 支え合うまちづくり
- (2) 障がい者福祉の充実
- (3) 高齢者福祉の充実

Ⅱ-4 長寿のよろこび

本町を守り育ててきた高齢者が持つ知識や技術は、地域を支える大きな財産です。この財産を町民や観光客などへ伝えるなど、地域の中で溶け込みながら、楽しく暮らせる高齢者の環境づくりに努めます。

また、高齢者に学習等の機会を提供することにより、より豊かな生活を送ることができるように努めます。

- (1) 高齢者が活躍できる環境づくり

基本目標		政 策
Ⅲ	暮らしと溶け合う 心地よい生活環境づくり	1 豊かな自然環境と共生の環境づくり 2 利便性を高める交通と情報 3 町民の安全・安心な暮らしの確保

Ⅲ-1 豊かな自然環境と共生の環境づくり

地球規模の環境問題が深刻となる中、未来に責任を持って、現在の自然環境を次代に残せるよう、本町としての環境保全への役割を認識し、省資源・省エネルギーや脱化石燃料など地球温暖化防止をはじめとした、地球環境保全の取り組みを強化します。

豊かな自然環境と住民生活の共生を目指し、自然環境と調和した産業の取り組みや、ごみや排水などの処理や資源化など、町民が積極的に、日常生活の中で取り組む環境保全活動を進めていきます。

また、住む人の視点に立った温もりのある市街地形成など、秩序ある土地利用を進めていきます。さらに、質の高い住環境づくりに向け、良質な水道水の供給や町民が憩える場の整備を行い、暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

- (1) 貴重な自然環境の保全
- (2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備
- (3) ごみの減量化と適正な処理
- (4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿の処理
- (5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備

Ⅲ-2 利便性を高める交通と情報

町外から多くの人を集めると共に、住民生活への利便性を高める交通機関や情報網の整備を進めていきます。地域内、地域間を結ぶ道路網は、町民及び観光客などの利便性を高めるなど、誰もが利用しやすい道路となるよう整備を図っていきます。

また、唯一の公共交通機関であるふるさと銀河線代替バスは、学生や高齢者の足として多くの町民に利用されており、今後も利便性の向上などの課題を解決していく必要があります。

さらに、インターネットや携帯電話など、情報享受環境の差により、地域間の格差が生じないように整備を進め、行政情報や地域産業・住民活動の情報化を進めます。

- (1) 道路網の整備
- (2) 交通の確保
- (3) 情報ネットワークの整備

Ⅲ-3 町民の安全・安心な暮らしの確保

近年多発している自然災害に強いまちづくりを進めます。心地よい生活環境は、安全な暮らしが確保されて成り立っています。自然災害や事故を未然に防ぐ対策や、消防・救急体制を整えると共に、町民が自らの命や財産を守るために防災意識を身につけることが、必要となっています。

また、高齢者や子どもなど、弱者に対する犯罪を未然に防ぐため、町民や地域と連携し、防犯意識の向上や健全な消費活動の推進に努めていきます。

さらに、冬期間の安心な暮らしのため、除雪体制や寒冷地対策を進めます。

- (1) 災害防止対策の推進
- (2) 消防・救急体制の充実
- (3) 交通安全・防犯体制の推進
- (4) 消費者対策の充実
- (5) 冬季生活の向上



基本目標		政 策
IV	誇りと温かなこころの 芽生えるまちづくり	1 生涯を通じて学ぶ町民 2 誇り高きふるさと文化

IV-1 生涯を通じて学ぶ町民

地域への思いや、人への思いやりのこころは、子どもの時からの学習環境が重要な役割を果たしています。学校教育や社会教育を通じ、陸別でしか味わえないすばらしさを体験すると共に、陸別だから学べる教育プログラムの充実など、生涯を通じて学べる環境や指導者の育成などの学習体制の充実を図っていきます。

さらに、すべての町民が生涯を通じて、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、体力の向上や生活習慣病予防などができるように、住民ニーズを十分に把握し、環境づくりを進めます。

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 学校教育の充実
- (3) 生涯スポーツの充実

IV-2 誇り高きふるさと文化

地域で芽生えた文化を身近に感じ、うるおいある生活を送るために、文化活動を発展させていくと共に、地域資源を活かした新たな文化の創造を進めていきます。

また、開拓の祖である関寛斎やアイヌ文化期の史跡ユクエピラチャシ跡などの文化財の保護や活用を進め、本町の歴史や文化を後世に伝えるための活動を進めると共に、現在の本町のイメージを大切にし、町民みんなで共有することにより、本町の魅力を高めることにつながります。

国内外の他地域との交流は、新たな情報や知恵など大きな刺激を与えて、豊かな人間性を形成するための機会となり、多文化共生のまちづくりにつながります。町民が積極的に交流できるよう、住民ニーズに対応した多様な交流事業の展開を進めます。

- (1) 芸術・文化活動の推進
- (2) 文化財保護の推進
- (3) 地域イメージの形成
- (4) 地域間交流・国際交流の推進

基本目標		政 策
V	豊かなふれあいが築く ふるさとづくり	1 地域と共に歩む行政 2 生き生きとした青少年と女性 3 開かれた行財政と安定した運営

V-1 地域と共に歩む行政

町民と行政の協働で積極的なまちづくり活動を活発に行うために、自治会をはじめとしたコミュニティやボランティアの育成を行い、行政が持つまちづくり情報を公開し、町民と共に考え、実行する体制づくりに努めていきます。

町民と行政が互いに交流し助け合うことは、魅力ある地域づくりの第1歩であることを認識し、町民が主役となるまちづくりを進めます。

- (1) 町民参加のまちづくり
- (2) 情報の共有によるまちづくり

V-2 生き生きとした青少年と女性

まちの将来の担い手として大きな役割を果たす青少年の育成に努め、社会参加機会の少ない女性のまちづくりへの参加を促し、年齢・性別を問わず、すべての町民がまちづくりへの関心をもち、活動できる環境を整えると共に、個別の能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

特に、女性の視点からのまちづくりへの参加は、新たなまちづくりの推進につながります。

- (1) すこやかな青少年の育成
- (2) 活力ある青年活動の促進
- (3) 男女共同参画の推進

V-3 開かれた行財政と安定した運営

自立した自治体として、安定した財政運営が求められています。

本町は、今後も人口の減少が予想されますが、町税や地方交付税の減少など社会経済情勢の変化の中でも、柔軟に町民の多様なニーズに応えられるよう、健全な財政運営を行います。

また、地方分権や道州制など地方自治を取り巻く構造的な変化に対応するために、周辺市町村と連携した広域行政を推進します。

- (1) 安定した行財政運営
- (2) 広域行政による効率的な行政運営

第 3 部

基本計画

空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる きらり☆ひかる町 陸別町

陸別町総合計画では、平成31年度の目指す姿として基本構想で定めた将来像と施策の大綱をうけ、その実現に必要な基本的な施策を分野別に体系化します。

ハード事業に偏重することなく、ソフト施策も重視し、具体的な取り組みを記載し施策に対する目標を設定します。また、その目標達成度を計るための指標を定め、適時検証しながらまちづくりを進めることとします。

計画期間は、平成22年度から平成31年度の10ヵ年とし、中間年度では、諸環境の変化に対応するために、弾力的に見直すこととします。

I	しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり	39p	担当課	連携課
---	---------------------	-----	-----	-----

1	自然を活かした農業の振興	(1) 基盤の整備と経営の支援	産業振興課	建
		(2) 流通・販売対策の推進	産業振興課	
2	豊かな森の資源づくり	(1) 緑豊かな森林の育成	産業振興課	建
		(2) 森の資源の有効活用	産業振興課	
3	地域を支える活力ある商工業づくり	(1) 活力ある商工業の育成	産業振興課	
		(2) 地域産業と連携したブランドづくり	産業振興課	
		(3) 雇用の安定	産業振興課	
4	個性あふれる交流・観光拠点づくり	(1) 特色ある観光資源の整備	産業振興課	総
		(2) 観光ソフト事業の充実	産業振興課	総

II	笑顔あふれる幸せづくり	61p	担当課	連携課
----	-------------	-----	-----	-----

1	地域における、保健・医療環境づくり	(1) 保健予防の充実	保健福祉C	町・診・教
		(2) 地域医療の充実	診療所	町・保・消
2	次世代育成支援の充実	(1) 母と子どもの健康の確保	保健福祉C	町・診
		(2) 地域における子育て支援の充実	保健福祉C	教
3	誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支え合うまちづくり	保健福祉C	町・診・教
		(2) 障がい者福祉の充実	保健福祉C	産・教
		(3) 高齢者福祉の充実	保健福祉C	診
4	長寿のよろこび	(1) 高齢者が活躍できる環境づくり	保健福祉C	教

III	暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり	79p	担当課	連携課
-----	---------------------	-----	-----	-----

1	豊かな自然環境と共生の環境づくり	(1) 貴重な自然環境の保全	産業振興課	総・町・建・教
		(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	総務課	建
		(3) ごみの減量化と適正な処理	町民課	
		(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	建設課	町
		(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	総務課	町・産・建
2	利便性を高める交通と情報	(1) 道路網の整備	建設課	総
		(2) 交通の確保	総務課	
		(3) 情報ネットワークの整備	町民課	総・保・産・教
3	町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	総務課	保・産・建・教
		(2) 消防・救急体制の充実	消防署	総・保・産
		(3) 交通安全・防犯体制の推進	総務課	保・建・教
		(4) 消費者対策の充実	産業振興課	町・保・教
		(5) 冬季生活の向上	建設課	総・保・産

IV	誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり	107p	担当課	連携課
----	---------------------	------	-----	-----

1	生涯を通じて学ぶ町民	(1) 生涯学習の推進	教育委員会	総・保・産
		(2) 学校教育の充実	教育委員会	総・保
		(3) 生涯スポーツの充実	教育委員会	保
2	誇り高きふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	教育委員会	
		(2) 文化財保護の推進	教育委員会	
		(3) 地域イメージの形成	総務課	産
		(4) 地域間交流・国際交流の推進	総務課	産・教

V	豊かなふれあいが築くふるさとづくり	125p	担当課	連携課
---	-------------------	------	-----	-----

1	地域と共に歩む行政	(1) 町民参加のまちづくり	総務課	町・建・教
		(2) 情報の共有によるまちづくり	町民課	総
2	生き生きとした青少年と女性	(1) すこやかな青少年の育成	教育委員会	
		(2) 活力ある青年活動の促進	教育委員会	総・産
		(3) 男女共同参画の推進	総務課	教
3	開かれた行財政と安定した運営	(1) 安定した行財政運営	総務課	
		(2) 広域行政による効率的な行政運営	総務課	

【連携課】	総＝総務課 建＝建設課	町＝町民課 診＝診療所	保＝保健福祉センター 教＝教育委員会	産＝産業振興課 消＝消防署
-------	----------------	----------------	-----------------------	------------------

MEMO

基本目標 I

しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

1 自然を活かした農業の振興	担当課
(1) 基盤の整備と経営の支援	産業振興課
(2) 流通・販売対策の推進	産業振興課
2 豊かな森の資源づくり	担当課
(1) 緑豊かな森林の育成	産業振興課
(2) 森の資源の有効活用	産業振興課
3 地域を支える活力ある商工業づくり	担当課
(1) 活力ある商工業の育成	産業振興課
(2) 地域産業と連携したブランドづくり	産業振興課
(3) 雇用の安定	産業振興課
4 個性あふれる交流・観光拠点づくり	担当課
(1) 特色ある観光資源の整備	産業振興課
(2) 観光ソフト事業の充実	産業振興課

政 策	施 策	
1 自然を活かした 農業の振興	(1) 基盤の整備と経営の支援	I-1-(1)
	(2) 流通・販売対策の推進	I-1-(2)

基盤の整備と経営の支援

担当課：産業振興課

連携課：建設課

〈現状および課題〉

本町は酪農を中心とした農業を展開していますが、農畜産物の輸入自由化への流れの中、国際的な経済社会との相互の結び付きを強めています。

世界的な人口増加や中国をはじめとするアジア諸国の経済発展により食料需要が増大するなか、食料自給率の向上が求められており、より一層効率性・生産性が高く、安全・安心な食につながる農業の基盤整備が重要となります。

一方、離農や経営の縮小などによる耕作放棄地の増加も考えられ、これらの農用地の効率的な活用に努めることも必要です。

きびしい農業環境に加え、就農者の高齢化や後継者不在による離農により、農業を支える従事者が年々減少しています。町に住む人にとって、働きがいのある農業の実現を目指し、若い世代から高齢者それぞれの価値観にあった幅広い農業展開を図ると共に、他業種からの農業参入や認定農業者の認定に積極的に取り組む必要があります。

また、ゆとりのある農業経営への転換などを進めると共に、法人化の推進、高齢者農業への対応など、多様な農業形態の普及に努めていきます。

さらに、農業・農村の役割が十分に発揮されるよう、自然環境に配慮し、将来にわたって持続できるような農業を進める必要があります。

〈基本方針〉

農業に対する多面的な役割を十分に理解し、国民の食に対する安心への配慮や自然環境と調和した農業振興に努めます。

〈主な施策〉

①農業生産基盤の整備

- ・ 生産性向上のため、農業基盤の整備推進

計画的な草地、畑地の整備や、農道、用排水施設、農業施設などの農業基盤の整備を推進し、生産性の向上を目指します。

- ・ 循環型農業の確立

家畜ふん尿の堆肥化など、堆肥の有効活用による地力向上の推進を図ります。
また、農業資材のリサイクル化やパーラー排水処理施設の普及など、環境に配慮した農業を進めます。

- ・ 農地情報データベース化による農地有効活用

関係機関と連携して、農地情報のデータベースを整備して共有化を図り、耕作放棄地の解消や農地の確保と有効活用に取り組みます。

②農業経営の改善

- ・ 関係機関との連携による農業経営体の経営基盤整備

「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に基づき経営体質の強化を図ると共に、経営の安定化に向けた支援を行います。

- ・ 営農技術・経営指導体制の強化

効率的かつ安定的な経営を育成するため、関係機関と連携して、営農技術・経営の指導体制を強化します。

- ・ 効率的な農業経営による経営の安定

農業コントラクターや酪農ヘルパー利用の推進、哺育事業などに取り組むと共に、TMRセンター建設の検討を進め、効率化による経営の安定化と労働過重・女性の負担の軽減を図ります。

- ・ 農業経営の体質強化

農業関係制度資金及び陸別町独自資金の活用により農業経営の体質強化を支援します。

③担い手の育成と多様な農業形態による農業の活性化

・ 後継者・新規就農者の育成・支援

陸別農業の将来を担う後継者の育成や新規就農支援のため北海道農業担い手育成センターや関係機関と連携した活動を展開します。また、認定農業者や認定志向農業者への指導や支援活動を積極的に進めます。

・ 法人化の推進と他業種からの農業分野進出

効率的かつ安定的な農業経営の実現のため、農業経営の法人化や他業種からの農業分野への進出を促進します。特に農地の有効利用や雇用・研修の受け皿として、公益的な役割が期待される地域連携法人の育成を積極的に支援します。

④陸別町の地形や気候などの特性に合った農業形態の研究・導入について、関係機関のみなさんと検討を進めます。



[illegible]

政 策	施 策	
1 自然を活かした 農業の振興	(1) 基盤の整備と経営の支援	I-1-(1)
	(2) 流通・販売対策の推進	I-1-(2)

流通・販売対策の推進

担当課：産業振興課

連携課：

〈現状および課題〉

高い収益性を確保するためには、気候や技術などを活用した陸別独自の安全・安心の農畜産物づくりを進め、農畜産物やそれらを利用した加工品の陸別ブランド化を進展させると共に、事業の拡大を図りながら、都市住民などとの交流を活かした流通・販売対策など、独自の販売ルートを確立していくことが重要です。

また、グリーンツーリズム・エコツーリズムなどや、農業を活用した観光・交流に取り組み、活力ある農山村づくりを進める必要があります。

〈基本方針〉

陸別の特性を活かした農畜産物および乳製品の加工品づくりなど、幅広い陸別ブランドづくりを進めます。また、都市部への産地直送販売や栽培契約など消費者の顔が見える農業を進めると共に、都市と農村の交流を図り農業の多面的な機能を活かした農村の活性化を図ります。



陸別町農畜産物加工研修センター

〈主な施策〉

①陸別ブランドづくり

- ・ 陸別産の農畜産物および乳製品加工の取り組み

陸別町農畜産物加工研修センターを活用し、陸別産の農畜産物及び乳製品を活かした消費者のニーズに合った加工品の研究開発の取り組みを推進します。

- ・ 陸別の特性を活かした野菜等の研究（陸別ブランド）

陸別町の寒冷な気候と寒暖の差を活かした野菜の研究開発をし、陸別の農畜産物のブランド化を強化します。

②流通・販売対策

- ・ 安定した販路の開拓

都市部などへの産地直送販売や栽培契約の推進など、消費者と直接つながる農業の推進を図ると共に、町民や観光客などへの消費拡大を進めます。

- ・ 生産者と消費者の交流

陸別の基幹産業である農業に関心を持ってもらうために、町民を対象とした農業体験交流会や、町外者を対象とした滞在型農業体験など、農業に対する理解を深める取り組みを推進します。

③都市との交流による農村の振興

- ・ グリーンツーリズム・エコツーリズムによる交流の推進

観光や滞在型体験学習・乳製品加工・農家の簡易宿泊所の登録など、新たな農業の取り組みへの支援を行います。

- ・ 農村景観の整備

陸別の自然環境を活かした農村の景観形成を進めます。また、離農跡地にある廃屋の解消に向け、関係機関との協議を進めます。

政 策	施 策	
2 豊かな森の資源づくり	(1) 緑豊かな森林の育成	I-2-(1)
	(2) 森の資源の有効活用	I-2-(2)

緑豊かな森林の育成

担当課：産業振興課

連携課：建設課

〈現状および課題〉

森林がもつ機能・役割は地球規模の環境意識が高まるにつれ見直されています。

森林がもつ環境保全や防災、水源かん養など公益的な機能が、広い視野での森林保全や育成を担う産業としても大きく期待されています。

一方、国内の木材需要が増えている状況で、町内の森林の伐採が盛んに行われていますが、伐採された森林のうち再造林されない森林も多く、無立木地が増加しています。

森林・林業は、この緑豊かな森林資源をあらゆる観点から保全し、育成する産業として経営基盤を強め、森林資源と共に、資源を継承する人材を育てることが必要です。

また、経済のグローバル化が進む中で、国内だけでなく世界の経済状況に対応できる林業経営が求められています。

〈基本方針〉

「陸別町森林整備計画」に基づき計画的な造林や管理に努め緑豊かな森林をみんなで守り、育てていきます。

また、国際経済に対応した事業への転換や、就労条件の改善を進め、担い手が育つ魅力ある林業の環境づくりに努めます。



〈主な施策〉

①森林の整備及び保全

- ・ 森林資源の維持造成の推進

森林の有する多面的機能を活かすために、地球環境保全に配慮しつつ、森林の機能が発揮できる適正な森林事業の実施や森林の保全に努めます。

- ・ 林道・作業道の整備

効果的な森林事業や森林の適正な管理経営に必要不可欠な林内道路の整備を進めると共に、林内道路網を有効に活用した森林整備に努めます。

- ・ 無立木地の解消

無立木地の解消に向け、森林所有者に対し、伐採跡地への植林等の森林育成の啓発を行います。また、高齢化や後継者不在による、森林育成が困難な無立林地についての公有林化を含めた対策を検討します。

②林業経営の改善

- ・ 林業事業体の体質強化

計画的な森林施業と林業従事者の雇用を確保するため、経営の多角化や合理化などにより、経営の体質強化、高度化のために支援をします。

- ・ 担い手の育成・確保対策

林業労働者の育成・確保のため雇用環境の整備等を進めます。また、森林所有者の後継者に対する対策として、町・森林組合・森林所有者が地域ぐるみで森林施業を計画的、効果的に進めます。

- ・ 森林施業の合理化の推進

高性能林業機械による効果的な作業システムの普及及び定着を図ります。
また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について事業者間における共同購入・共同使用等にかかる取り組みを支援します。

③国有林と共生の森林育成を進めるため、国と連携した取り組みを進めます。

政 策	施 策	
2 豊かな森の資源づくり	(1) 緑豊かな森林の育成	I-2-(1)
	(2) 森の資源の有効活用	I-2-(2)

森の資源の有効活用

担当課：産業振興課

連携課：

〈現状および課題〉

本町の総面積の8割を占める森林は、陸別での暮らしを支える大切な財産です。この恵まれた森林資源は産業面だけではなく、保健・文化・レクリエーション活動を目的とした利用が、年々増加しており、森林の多面的な活用を図り、豊かな資源から、より多くの恵みが得られる環境をつくることが大切になります。

〈基本方針〉

銀河の森や宮の森風景林、ふれあいの森など、町民や観光客が親しめる森林空間環境づくりや、緑地帯・公園・街路樹など身近な緑の整備など、景観形成を図っていきます。



ふれあいの森

〈主な施策〉

①森林資源を活用した交流環境づくり

- ・ 森林を利用した交流促進

銀河の森や宮の森風景林、ふれあいの森などを有効利用した自然体験や滞在型交流を促進するための環境整備をハード・ソフト両面から進めます。

- ・ 町民と森林の交流促進

町民が森林を身近な存在として感じ、森林とのかかわりを深めるための機会づくりを進めます。

- ・ 森林体験の受け入れ態勢の確立

森林ガイドの育成や林業体験の実施などに向けた人材の育成を進めます。

②木材の流通と加工施設等の整備

- ・ 木材加工事業の推進

森林資源の活用方策として、地場産品の地場加工を推進するため、木材加工場や2次加工場の起業や誘致の取り組みを進めます。

- ・ 林産物利用の開発・研究の推進

豊富な資源である林産物に付加価値をつけるために、商品の開発・研究を推進します。

- ・ 陸別町産材を活用した、住宅建設についての研究を推進します。

③林地残材のエネルギーとしての活用について検討を進めます。



町民植樹祭

政 策	施 策	
3 地域を支える活力ある商工業づくり	(1) 活力ある商工業の育成	I-3-(1)
	(2) 地域産業と連携したブランドづくり	I-3-(2)
	(3) 雇用の安定	I-3-(3)

活力ある商工業の育成

担当課：産業振興課

連携課：

〈現状および課題〉

国内経済の低迷による個人消費の低下や、公共事業の減少によるきびしい経済状況に加え、人口減少や消費者ニーズの多様化・交通手段やインターネットの発達などにより、町内の購買力は低下傾向にあります。

また、当町の商工業者は小規模事業所や個人経営が多く、高齢化や後継者不在による廃業が増加しています。

商工業者の事業撤退と廃業は町内経済を疲弊させる要因となるため、陸別町商工会を中心として商工業の振興に努める必要があります。

本町は、寒冷な気候条件を最大限に利用した取り組みで、日産自動車の試験場誘致の実績があります。今後も地域の特色を活かした企業誘致活動を進めて、地域経済の活性化を図る必要があります。

〈基本方針〉

社会環境に柔軟に対応した商工業を確立するために、情報を的確に収集し、本町に適した商業体系の確立や不在業種の解消など、本町における商工業の役割を十分に発揮できる仕組みを作っていきます。

〈主な施策〉

①活力ある商工業等の振興

- ・ 商工会の機能強化

陸別町商工会を中核的な組織として、町・事業所とが一体となった商工業の振興を図ります。

- ・ 経営の支援

町内商工業者の健全な経営および設備投資などに対する融資制度などにより、商工業の振興を図ります。

- ・ 陸別町にあった商業体系の確立

高齢者の増加により交通弱者が増加する中で、すべての人が快適な生活を送れるような商業体系を整えます。また、中心市街地に点在する空き店舗を有効利用したまちづくりを進めます。

②企業誘致と起業の支援

- ・ 企業誘致の取り組みの強化

陸別町の寒さや地震が少ないことなどの自然環境を前面に押し出した企業の誘致を積極的に進めると共に、そのための的確な情報収集を行います。また、新エネルギーを活用した、発電所やプラントなどの誘致を進めます。

- ・ 起業の支援

国や北海道・商工会と連携し、起業や既存事業所等の新規事業への取り組みを支援します。

- ・ 不在業種対策

町民の生活基盤の維持のため、不在となっている業種への進出・起業に対する支援をします。

政 策	施 策	
3 地域を支える活力ある商工業づくり	(1) 活力ある商工業の育成	I-3-(1)
	(2) 地域産業と連携したブランドづくり	I-3-(2)
	(3) 雇用の安定	I-3-(3)

地域産業と連携したブランドづくり

担当課：産業振興課

連携課：

〈現状および課題〉

本町は、地場産品として森林資源を活用した山菜加工品、木材加工品、エゾシカの加工品を製造販売しているほか、陸別産の農畜産物のブランド化を進めています。

今後は豊富な自然環境から生まれた地場産品を高付加価値化するため、陸別町内の統一したブランド形成が必要となっています。

〈基本方針〉

㈱陸別町振興公社を中心として、農業協同組合、商工会などが連携した流通体系の確立、商品の研究開発やブランドづくりへの取り組みを支援します。

また、個人や民間企業が商品開発等の事業展開を積極的に取り組めるような環境づくりを進めます。



〈主な施策〉

①陸別のブランドづくりと流通体系の確立

・ 地域資源のブランド化推進

北海道ブランド・十勝ブランドと連携し、陸別町の農畜産物・林産物・しばれ・星空がもつ魅力をブランド化し、価値を高めるために関連する機関が連携した取り組みを振興します。

・ 流通体系の確立

町内の関連する機関が連携した生産～製造～販売のシステムづくりを進めます。また、町内商店での販売やインターネットを利用した広域的な販売など幅広い対応を進めます。

・ PR活動の推進

多様な媒体を利用したPR活動を進めます。

②新商品や加工品の開発・研究の促進

・ 農畜産物・林産物の加工開発研究の促進

農畜産物加工研修センターや大学・公的試験機関を活用した開発・研究を進めます。

また、民間の力を取り入れた開発・研究を支援します。



政 策	施 策	
3 地域を支える活力ある商工業づくり	(1) 活力ある商工業の育成	I-3-(1)
	(2) 地域産業と連携したブランドづくり	I-3-(2)
	(3) 雇用の安定	I-3-(3)

雇用の安定

担当課：産業振興課

連携課：

〈現状および課題〉

国内経済の低迷によるきびしい地方経済の影響を受け、本町の雇用不安は、非常に大きくなっています。特に建設業では、国や地方の公共事業の減少の影響が大きく、会社の倒産・事業の縮小により働く場所が減少しており、雇用状況は不安定になっています。

このような中で、基幹産業である、農業や林業の振興の取り組みを進めることにより、新たな職場を創造し、安定した雇用環境を整える必要があります。

〈基本方針〉

きびしい雇用状況の中、安定的な雇用の場の確保のため、基幹産業である農業や林業と連携した雇用対策を積極的に進めます。

さらに、労働条件や勤労者福利厚生の実を図り、労働者の健康や労働環境の向上の取り組みを進めます。



〈主な施策〉

①雇用の創造と安定化

- ・ 地域産業との連携による雇用の拡大

企業誘致や農業・林業などの基幹産業との連携により、新規雇用の創造を図ります。

- ・ 職業能力開発の促進

関係機関との連携による基礎的な職業知識や能力を高めるため、学習機会の提供に努めます。

②労働者の労働環境の確保

- ・ 勤労者福祉の推進

安心して働ける労働環境の確保・向上のための、雇用主や労働者団体の活動の支援を行います。

- ・ 労働者の生活安定

労働者の生活安定のため、生活資金貸付制度等による支援を行います。

- ・ 労働環境の確保

雇用条件の適正化に向けた事業者の意識啓発と、労働者への情報提供を行います。

- ・ 季節労働者対策の推進

建設業や林業等における季節雇用労働者の通年雇用化を図ります。また、季節労働者や失業者の生活安定のための支援を行います。

政 策	施 策	
4 個性あふれる交流 ・観光拠点づくり	(1) 特色ある観光資源の整備	I-4-(1)
	(2) 観光ソフト事業の充実	I-4-(2)

特色ある観光資源の整備

担当課：産業振興課

連携課：総務課

〈現状および課題〉

こころや体の健康に対する意識が高まる中で、豊かな自然と満天の星空を活かした陸別町の観光は大きく注目されています。なかでも銀河の森では、天文台を核とした森林レクリエーションや各種観望会、展望会が行われ、近接の宿泊施設コテージ村と一体となった観光施設として、1年をとおして観光客が訪れています。

そのほかにも、森林浴に最適なふれあいの森や、氷河期の生き残りとも言われるナキウサギの生息する北稜岳など、豊かな自然の中でその恩恵にあずかっています。平成18年4月に廃線となった「ふるさと銀河線」を利用した体験型鉄道公園「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」が平成20年にスタートし、ふるさと銀河線車輛の陸別駅構内での運転体験やトロツコ運転が行われています。

本町の特色ある観光資源が連携することにより、さらに魅力を引き出し、多くの観光客を誘致することにつながります。

今後は、北海道道東自動車道の更なる整備により、十勝・釧路・オホーツク圏の中間地点とし交通量の増加が見込まれる中で、観光協会を中心として、町や商工会が情報を共有し、連携しながら、単なる通過点としてではなく、魅力ある観光地としての整備を進める必要があります。

〈基本方針〉

自然を通じた交流拠点として、銀河の森の環境を整えると共に、ふれあいの森や北稜岳などを活用して、自然とふれあう機会づくりを進めます。また、この自然を求め、町外から多くの人々が、気軽に訪れることができるよう、交通アクセスや町内交通手段の充実、これら豊かな自然への案内など受入体制を整えていきます。

〈主な施策〉

①自然環境と調和した観光の充実

・天文台を中心とした銀河の森の整備

星空と森林を活かした、銀河の森の整備をハード・ソフト両面から促進します。
また、イベント広場・陸別サーキットが一体となった銀河の森の整備を進めます。

・森林を活かした観光施設の充実

豊富な森林資源を有効に活用するため、ふれあいの森・宮の森風景林・北稜岳・カネラン峠の自然体験施設の充実を図ります。また、豊富な自然環境を保全する意識の向上を図ります。

・森林ガイドや自然体験観光を担う人材の育成

当町の魅力である自然環境を観光客に伝えるために必要な人材の育成を進めます。

②道東観光の中継地としての交通アクセスの向上

・道の駅の充実

道の駅の役割を向上させるために周辺道路や駐車場の利便性の向上を図ります。
また、道の駅と一体となった周辺観光施設の整備を進めます。

・観光と地域交通の連携

観光客が既存の地域交通を利用しやすい環境づくりを進めます。また、町内の観光施設間の交通手段の確保を図ります。

・交通ネットワークの整備促進

陸別町が道東観光の中継点として、国道・道道の安全性・利便性の向上を推進しそれらと連携した町道の整備を進めます。また、より広いエリアにおける観光ネットワークを構築するため、高速道路の機能強化を求めています。

③景観の保全と向上

・森林・星空・田園風景など都会や他の地域にはない陸別だけの魅力の保全・向上に努めます。

政 策	施 策	
4 個性あふれる交流 ・観光拠点づくり	(1) 特色ある観光資源の整備	I-4-(1)
	(2) 観光ソフト事業の充実	I-4-(2)

観光ソフト事業の充実

担当課：産業振興課

連携課：総務課

〈現状および課題〉

ふるさと銀河線りくべつ鉄道や、しばれフェスティバルなど、地域特性を活かしたイベントを中心に、年間15万人の観光客を集めていますが、その9割以上は日帰り客が占めています。大型連休が増加するなか、イベントをこの地に訪れるきっかけとし、何度も体験したくなるような時間消費型の観光ソフトづくりや、地域産業との連携を高め、地域と一体的な仕組みを作ることが必要です。

〈基本方針〉

既存のイベントや体験企画に加え、森林や星など新たなイベントや、体験企画の充実を図ると共に、観光協会を中心に推進組織の強化や組織間のネットワークづくりを進めます。

さらに、観光PRの強化を図ると共に、農林産物を活用した料理やお土産の販売、観光ホスピタリティの向上に努め、地域が一体となって観光客を迎え、ここからもてなす環境をつくっていきます。

〈主な施策〉

①陸別の特性を活かした観光・物産振興

・地域主導の体験企画の観光商品開発

しばれフェスティバルやオフロードレースのほか、陸別町の特徴を活かした満足度の高い体験企画の開発を進めます。

・体験滞在を促進するソフト事業の展開

天文台・各種イベント・りくべつ鉄道・歴史・自然を活かし、それぞれが連携したソフト事業の企画づくりや人材育成・確保を推進すると共に、受入体制の確立を目指します。

- ・ **自然学習型、健康づくり型の観光資源の発掘**

エコツーリズム、グリーンツーリズムなどに資する自然学習型、農村などを舞台とした体験・参加型、森林などを活用した健康づくり型の観光資源を発掘します。

- ・ **陸別町の特性を活かした物産振興**

特色ある物産の開発を行うために、⑭陸別町振興公社を中心に町民や関係機関が連携した取り組みを支援します。

②活動組織の育成

- ・ **観光協会の機能強化**

観光協会を中心として、町内の関係機関が連携した観光振興を図ります。また、町内の観光ソフト事業を推進するにあたり、中心となる人材の配置について、関係機関の皆さんとの検討を進めます。

- ・ **ホスピタリティの向上とボランティアの育成**

町全体で観光客を迎え入れるために、ホスピタリティの向上に努めます。また、町のことを一番知っている町民が観光に携わる人材として活躍できるような体制づくりを行います。

- ・ **陸別町の魅力向上のためのパートナーシップの確立**

観光関係者、商工会のほか、町内で農業、林業、商業・サービス業など幅広い産業間パートナーシップを確立すると共に、周辺地域やテーマを同じくする遠方の観光地と連携することによって魅力を高めアイデンティティを強化します。

- ・ **インストラクターやガイドの育成**

体験観光の担い手としてのインストラクターやガイドを育成すると共に、活動組織のネットワーク化を図ります。

- ・ **広域的な観光推進体制の拡充**

十勝や道東の地域と連携し、観光の活性化を図ります。

③観光PRの強化と効率的な情報の提供

- ・ マスコミやITを利用したPR

都市圏などへ、広域的にPRをするために、マスコミなどの多様な媒体を効率的に利用してPRを推進します。また、日々向上するIT技術を的確に使用し、幅広いPR活動を進めます。

- ・ 旅行会社と連携した旅行商品のPR

地域密着型「ニューツーリズム」旅行商品などの多様な商品を多様な販路により低コストで効果的に旅行者に提供するため、旅行会社との連携を進めます。

- ・ 地域間交流、ふるさと会などとの連携

友好市民の会・電機連合・ふるさと陸別会などと連携したPRを進めます。



しばれフェスティバル 人間耐寒テスト

基本目標II

笑顔あふれる幸せづくり

1 地域における、保健・医療環境づくり	担当課
(1) 保健予防の充実	保健福祉センター
(2) 地域医療の充実	診療所
2 次世代育成支援の充実	担当課
(1) 母と子どもの健康の確保	保健福祉センター
(2) 地域における子育て支援の充実	保健福祉センター
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	担当課
(1) 支え合うまちづくり	保健福祉センター
(2) 障がい者福祉の充実	保健福祉センター
(3) 高齢者福祉の充実	保健福祉センター
4 長寿のよろこび	担当課
(1) 高齢者が活躍できる環境づくり	保健福祉センター

政 策	施 策	
1 地域における、保健・医療環境づくり	(1) 保健予防の充実	Ⅱ-1-(1)
	(2) 地域医療の充実	Ⅱ-1-(2)

保健予防の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：町民課・診療所・教育委員会

〈現状および課題〉

食生活や運動習慣を原因とする生活習慣病が増加し、これらにかかる医療費が、国民医療費の中でも大きな割合を占めています。

国は、国民の生活習慣の改善など、健康増進による疾病予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、平成20年度からは、特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務化されました。本町においては「健康日本21りくべつ」「陸別町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、町民が主体となった健康増進の取り組みを進め、健康でこころ豊かに生活できるまちづくりを進めています。

町民の高齢化がより一層進む中、「自分の健康は自分で守る」という意識が高まるように啓発活動を強化し、町民の顔が見える保健活動を進める必要があります。

〈基本方針〉

保健センターを拠点に、保健・医療・福祉・教育と連携した健康診査、健康相談・指導をすすめ、町民自身による健康づくりを推進します。



健康づくり講演会

〈主な施策〉

①健康づくりの推進

- ・生活習慣病の予防

生活習慣病の予防のために、健診や保健指導を強化し、食生活の改善・運動の習慣などの指導・支援を行います。

- ・こころの健康づくり

自殺やうつ病などの、こころの健康に関する相談、支援の充実を図ります。また、命の大切さを感じる機会づくりを進めます。

②保健事業の充実

- ・健康づくりへの人材確保と起用

健康についての知識の普及・啓発のために健康運動指導士や歯科衛生士などの、専門的な知識を持つ人材の確保と起用に努めます。

- ・地域の連携

こころの健康や健康的な生活習慣を身につけられるよう、地域全体が連携した健康づくりを進めます。

- ・各種検診実施

各種検診の機会の提供や受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の見直しを促します。

- ・保健指導の充実

あらゆる機会を利用し、健康についての相談や指導を実施します。

③感染症対策の推進

- ・各種予防接種の実施

結核や麻疹、インフルエンザなどの感染症予防のため、適切な年齢・時期に予防接種を実施します。

- ・感染症予防知識の普及

感染症を身近なものとして捉え、感染症予防のための知識を町民に広め、町民の健康を守ります。

政 策	施 策	
1 地域における、保健・医療環境づくり	(1) 保健予防の充実	Ⅱ-1-(1)
	(2) 地域医療の充実	Ⅱ-1-(2)

地域医療の充実

担当課：診療所

連携課：町民課・保健福祉センター・消防署

〈現状および課題〉

本町は町立の診療所（陸別町関寛斎国保診療所（以下診療所という））と歯科診療所（陸別歯科診療所）が1つずつあります。診療所では、医師2名体制で、地域に密接した診療体制を進めていますが、高齢化や生活習慣病など疾病構造の変化による医療需要の多様化、高度化、専門化などで医療を取り巻く環境は大きく変化しており、診療所においては一次医療機関としての役割が大きくなっています。

医療に対する関心が高まる中、施設や人材などさまざまな面の充実を図ると共に、保健や2・3次医療機関との連携を強化し、健康で安心して暮らせる環境を築く必要があります。

〈基本方針〉

保健・福祉と連携したサービス提供、在宅医療に向けた体制の充実を図っていきます。また、休日・夜間の救急体制や救急搬送体制、広域医療圏による連携体制など、関係機関との体制強化に努めます。

〈主な施策〉

①地域医療体制の充実

・医療スタッフの確保

医師の2名体制の確保・看護師や専門的職員の確保や、勤務環境の改善を進めます。

・高齢社会への対応

在宅医療への取り組みや、1次医療機関としての、役割の向上を図ります。
また、高齢者施設や特別養護老人ホームとの連携を進めます。

・医療施設の整備

計画的な医療機器の整備、医療施設等の維持管理を進めます。

- ・ 専門医療の検討

医療に対する需要の多様化に対応するために、診療科目について検討を進めます。

- ・ 遠隔医療の検討

ＩＴ技術を活用した遠隔医療や介護の支援、患者間のコミュニケーションなどの遠隔医療の実施に向け、関係機関と協議検討を進めます。

②医療と保健の連携

- ・ 医療と保健が連携し、予防に重点を置いた、地域医療の確立に向けた体制を整えていきます。

③救急医療体制の充実

- ・ 関係医療機関との連携強化による休日・夜間の救急体制を充実していきます。
- ・ 救急医療体制の整備や安全で迅速な患者搬送体制の確立など、救急搬送体制の強化を図ります。
- ・ 遠隔医療や情報共有による患者情報の管理など、広域医療における連携体制の強化を図ります。

④診療所の経営の安定と国民健康保険事業の推進

- ・ 診療所の経営の安定化を進め、収入の確保、費用の効率化を推進します。
- ・ 健康管理、健康づくり事業による医療費の抑制と保険制度の周知・啓発により、相互扶助に対する意識の高揚をはかり、国民健康保険事業の健全運営の確立を図ります。



政 策	施 策	
2 次世代育成支援 の充実	(1) 母と子どもの健康の確保	Ⅱ-2-(1)
	(2) 地域における子育て支援の充実	Ⅱ-2-(2)

母と子どもの健康の確保

担当課：保健福祉センター

連携課：町民課・診療所

〈現状および課題〉

本町の母子を取巻く環境は、年少人口の減少や核家族化、また女性の就業環境の変化や、社会進出の機会の増大などにより、著しく変化しております。

本町の将来を担う子どもの健全な成長を促すためには、母子保健施策の充実を図り、すこやかに生み育てる環境づくりが、求められています。

安心した子育て環境を作るには、母子保健でこれまでに行っている健康診査や保健指導、疾病の予防や早期発見の取り組みをよりいっそう充実させることが必要であり、母子保健の計画的な推進が望まれています。

〈基本方針〉

子どもが、すこやかに成長するためには、こころと体の健康を保つことが必要です。

母子の健康診査や相談体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。



〈主な施策〉

①すこやかに成長できる環境づくり

・ 健康診査の実施と支援体制の整備

子どもの健康診査の実施と適正時期の受診への啓発を進め、疾病・疾患の早期発見に努めます。また、近年増加している発達障害についても早期発見により適切な支援相談体制の整備を進めます。

・ 予防接種の実施

予防接種の適正実施のために、予防接種の推進と適正時期の接種が受けられるように、利便性の向上を図ります。

・ 健康教育の充実

食習慣や歯の健康などをはじめとする生活習慣を、幼少の時期から確立できるように健康教育の充実を図ります。また、事故予防に対する啓蒙・教育活動を進めます。

・ 乳幼児・小児医療の充実

かかりつけ医の推進や診療所の急病時の対応の充実を図ります。また、病気の症状や対応の仕方についての保護者教育や相談体制の充実を図ります。

②妊娠・出産に対する安全の確保

・ 健康教育、相談体制の充実

妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるように指導や健康教育、相談体制の充実を図ります。

政 策	施 策	
2 次世代育成支援の充実	(1) 母と子どもの健康の確保	Ⅱ-2-(1)
	(2) 地域における子育て支援の充実	Ⅱ-2-(2)

地域における子育て支援の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：教育委員会

〈現状および課題〉

急速な少子化の流れや核家族化、女性の社会進出等によって、子どもが生まれ、育てられる環境は大きく変化しています。安心して子育てができるような地域社会を築いていくためには、子育て中の、親の負担を地域全体で共有し支援していくことが必要となっています。

本町では平成17年に「陸別町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、地域における子育て支援や、子どものすこやかな成長のための教育環境や家庭環境の整備を進めています。

また、社会構造の変化により発生する多様な家庭環境に対応するための相談・支援体制の充実を図る必要があります。

〈基本方針〉

父母等の保護者が、子育ての大きな責任を有するという基本的認識のもと、家庭や地域において、子育てについての理解を深め、子育てにともなう喜びが実感できるような社会づくりを実現するため「陸別町次世代育成支援地域行動計画」の着実な推進を図ります。



子育て支援センター

〈主な施策〉

①子育て支援の充実

- ・ 子育てに関する相談体制の充実

子育て支援センター相談窓口の充実を図り、育児に対する不安の解消や情報の共有を促し、誰もが気軽に利用できる、子育て広場における親子の交流を図ります。

- ・ 地域における保育サポートの充実

地域や社会福祉協議会などと連携し、安心して子どもを預けることができる体制づくりを進めます。

- ・ 育児サークル団体等との連携

地域における子育てを進めるため、育児サークル団体と連携した推進体制づくりを進めます。

②保育所サービスの充実

- ・ 就労体系などの生活環境や子育て環境に適応した、保育所サービスを推進します。

③放課後児童対策

- ・ 小学校低学年に対する保育事業として開設している、学童保育所の充実を図るため、保育に対するニーズの把握と、それに対応する環境づくりを進めます。



政 策	施 策	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支えあうまちづくり	Ⅱ-3-(1)
	(2) 障がい者福祉の充実	Ⅱ-3-(2)
	(3) 高齢者福祉の充実	Ⅱ-3-(3)

支えあうまちづくり

担当課：保健福祉センター

連携課：町民課・診療所・教育委員会

〈現状および課題〉

超高齢化社会や核家族化など社会環境が変化する中、老人世帯や独居老人の増加、老老介護など高齢者の不安が増大しています。高齢者や障がい者、健常者の垣根をはずし、地域社会の中でともに暮らし、支えあうまちづくりが求められています。

今後も若者の流出などにより、高齢化が一層進展することが予想され、家族だけでなく、地域全体で支えあうまちづくりを進める必要があります。

本町では自治会による小地域ネットワークや各団体・中学校でのボランティア活動も活発に進められています。今後も今までの活動を活かしながら、町民同士が個人を尊重し、互いに支えあうまちを目指し、幅広い住民参加と協力体制の強化を図ることが必要です。

〈基本方針〉

保健・医療・福祉・教育との連携を図りながら、社会福祉協議会の充実に努め、地域福祉を推進する体制づくりに努めると共に、町民の意識啓発を進めつつ、ボランティア活動推進体制を整え、町民の積極的な活動参加を促していきます。



〈主な施策〉

①地域福祉推進体制の充実

- ・ 保健・医療・福祉・介護の連携、調整機能の充実

それぞれの調整機能を高め、役割分担や連携により、高齢者等に対し適切なサービスを提供する体制の充実を図ります。

- ・ 地域と社会福祉協議会の機能充実、体制強化

社会福祉協議会を核とした地域の福祉ネットワークの充実を図ります。また、独居老人、老人福祉世帯に対する声かけや除雪など、町民レベルによる福祉活動を推進します。

- ・ 福祉教育の充実と人材の育成

学校での教育や生涯学習の中で、思いやりのある福祉活動に触れる機会をつくれます。また、ボランティア組織の育成や支援を積極的に進めます。

②地域包括支援センターの充実

- ・ 支援体制の充実

地域包括支援センターにおける町民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントに関する相談窓口の開設と、利用の充実を図ります。

- ・ 情報提供

保健・福祉に関する各種情報をわかりやすく町民に提供することにより、地域全体の福祉の向上を図ります。

③低所得者への支援

- ・ 生活保護世帯をはじめ、経済的に公的な支援が必要な世帯に対する支援を行うと共に、国や道が行っている支援事業についての情報の提供を行います。

政 策	施 策	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支えあうまちづくり	Ⅱ-3-(1)
	(2) 障がい者福祉の充実	Ⅱ-3-(2)
	(3) 高齢者福祉の充実	Ⅱ-3-(3)

障がい者福祉の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：産業振興課・教育委員会

〈現状および課題〉

みどりの園や、とまむ園をはじめとする障がい者施設がある本町では、文化活動やスポーツ・レクリエーションなどを通じ、日常的に健常者と障がい者が交流する機会が多くあります。また、町内では、障がい者が製造した加工品の販売も進められ、障がい者の社会参加も進められています。

そのような中、平成18年に制定された「障害者自立支援法」により、障がい者が、それまでの施設での生活から地域での生活に移行し、健常者と障がい者がふれあう機会が増えると共に、障がい者自身が働きながら地域に溶け込んで生活をしていくことが求められています。

これまでの取り組みにおいて、地域に根づいた温かな志をより高めながら、就労の場の確保をはじめ障がい者が地域社会の中で溶け込み、ともに暮らせる環境を一層整備することが大切です。

〈基本方針〉

障がいのある人が地域において生活するための支援や、就労に対する教育を進めると共に、保健・福祉の連携した在宅支援体制の充実を図っていきます。

また、町民との交流機会を拡充すると共に、町民の障がい者への理解を高めていきます。

〈主な施策〉

①地域における自立した生活のための支援

- ・ 相談体制の充実

障がい者が、地域で安心して暮らしていくための支援や、相談体制の整備を推進します。

- ・ 就労支援の強化

地域で自立した生活をするための就労教育や支援を積極的に進めます。

- ・ 生活基盤の整備

グループホームなどの生活基盤の整備を促進します。また自立した生活のための支援を行います。

②障がい者理解の促進

- ・ 町民と障がい者との交流機会を増やし、その中で障がいや障がい者に対する理解を深めます。

③障がい者福祉施設の整備

- ・ 社会福祉法人北勝光生会や関係機関と連携して障がい者福祉施設の施設・設備機能の整備を進めると共に、障がい者福祉に対する支援・協力体制を強化します。

政 策	施 策	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支えあうまちづくり	Ⅱ-3-(1)
	(2) 障がい者福祉の充実	Ⅱ-3-(2)
	(3) 高齢者福祉の充実	Ⅱ-3-(3)

高齢者福祉の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：診療所

〈現状および課題〉

本町の65歳以上の人口は、陸別町全体の人口の約35%となっており、全国平均、全道平均を大きく上回っています。今後も少子化や過疎化と共に、年々その比率は高まり、独居老人世帯や老人世帯が、増加することとなり、地域全体で高齢者を支えることが重要となってきます。

本町では高齢者福祉計画を基に、在宅サービスや、施設サービスを進めています。今後も相談や見守り体制を充実させ、高齢者のニーズに合ったサービスを進める必要があります。

また、老人世帯や独居老人の中には、安定した医療や生活の場を求めて、生まれ育った陸別をやむなく去っていく方も少なくありません。生まれ育ったこの地に、いつまでも住み続けることができるよう地域や福祉・医療などの関係機関が連携した施策を展開していく必要があります。

〈基本方針〉

保健・医療・福祉との連携強化を図ると共に、高齢者を地域全体でサポートする仕組みづくりを進めます。また、住み慣れた地域で暮らしていくための福祉サービスの充実を図ります。

〈主な施策〉

①介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きした生活を送ることができるように、適正な介護予防プランの作成や相談・支援や各種保健・健康教室の開催を行います。

②在宅サービスの充実

・ デイサービス・ホームヘルプ等の充実

高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにサービスの充実を図ります。また、医療と連携して、訪問診療や訪問看護の充実を図ります。

・ 支援・相談体制の強化

高齢者や家族が、地域で安心して生活し続けるための、相談体制の整備を進めます。

また、高齢者が、快適な在宅生活を送れるように、住宅改修などに対する支援を行います。

・ 独居老人、老人世帯のためのコミュニティ施設の整備をすすめます。

③施設サービスの充実

・ 今後も進む超高齢化社会において、住み慣れた地域で暮らし続けることは重要なことです。施設での介護が必要な方のためにサービス基盤の整備を進めます。

④地域の支援体制の確立と地域社会参加

・ 見守り体制の充実

高齢者が安全・安心な生活を送るために、日ごろから近所や地域における見守り体制を構築し活動の充実を図ります。また、緊急通報装置の設置推進により高齢者の安否確認体制の確保を進めます。

・ 地域社会参加の促進

高齢者の交流の場として、地域社会の役割は重要です。社会福祉協議会・老人クラブや社会教育と連携して高齢者の社会参加を促進します。

⑤介護保険事業の推進

・ 誰もが安心して介護サービスを受けることができるように、健全で安定した介護保険事業運営の確保に努めます。

政 策	施 策	
4 長寿のよこび	(1) 高齢者が活躍できる環境づくり	Ⅱ-4-(1)

高齢者が活躍できる環境づくり

担当課：保健福祉センター

連携課：教育委員会

〈現状および課題〉

高齢者の活動は、老人健康増進センターや保健センターなどを利用しながら、積極的に行なわれています。また、高齢者が社会に貢献したいと考えている割合が高く、自治会活動に積極的に参加する傾向にあります。

高齢者就労センターを通じた高齢者の知識や経験・技能を活かしながら働く環境づくりや、老人クラブによるスポーツ・地域奉仕活動なども活発に進められています。

今後、少子高齢化の進展により、本町の全人口に占める高齢者の割合がさらに増し、高齢者は、まちづくりに対し重要な役割を担うことになります。

さらに進む高齢化社会において、高齢者がまちづくりの力強いパートナーとして積極的に社会活動や就労の場へ参加し、元気で生き生きと暮らせることが重要になります。

〈基本方針〉

高齢者が、それまでの経験で培ってきた知識や技能を活かし、地域への貢献度を高めることにより、生きがいを持った生活を送れるような環境づくりを進めます。

〈主な施策〉

①高齢者の社会進出へのサポート

- ・ 高齢者がまちづくりなどへ参加しやすくなるような環境整備やサポートの体制を強化推進します。
- ・ 高齢者の経験を子どもたちに伝える取り組みの実施を検討します。
- ・ 高齢者の社会活動を町民に広く理解してもらうための広報活動を積極的に進めます。

②組織活動の育成、支援

- ・ 老人クラブ組織の活動支援とリーダーの育成に取り組めます。
- ・ 高齢者同士が助け合い、地域に貢献できるようなシルバーボランティアの組織育成を進めます。
- ・ 高齢者が持つ知識や経験を活かす機会を拡充するため、高齢者就労センターの運営に対するサポートを行います。



ふれあい交流昼食会における高齢者と中学生の交流

MEMO

[illegible]

基本目標Ⅲ

暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

1 豊かな自然環境と共生の環境づくり	担当課
(1) 貴重な自然環境の保全	産業振興課
(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	総務課
(3) ごみの減量化と適正な処理	町民課
(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	建設課
(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	総務課
2 利便性を高める交通と情報	担当課
(1) 道路網の整備	建設課
(2) 交通の確保	総務課
(3) 情報ネットワークの整備	町民課
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	担当課
(1) 災害防止対策の推進	総務課
(2) 消防・救急体制の充実	消防署
(3) 交通安全・防犯体制の推進	総務課
(4) 消費者対策の充実	産業振興課
(5) 冬季生活の向上	建設課

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

貴重な自然環境の保全

担当課：産業振興課

連携課：総務課・町民課・建設課・教育委員会

〈現状および課題〉

本町は、緑やきれいな空気に囲まれ、利別川の上流に位置し、陸別川や斗満川など、水辺の環境に恵まれており、雄大な景観と貴重な自然がたくさん残されています。

地球温暖化やオゾン層の破壊など未来の地球環境に対する大きな負の遺産が問題となっているなか、現在の陸別町のためだけではなく未来の地球への財産として、この自然を保全し続けることが重要な役割となります。

もう一度、町の財産である自然環境を見直し、その大切さを理解しながら、町民一人ひとりが自然に配慮し、守りながら暮らすことが大切です。

また、限りある化石エネルギーの有効活用やリサイクルをこころがけ、省エネルギー推進や環境負荷の少ない新エネルギー（クリーンエネルギー）の積極的な活用を図る必要があります。

〈基本方針〉

森林や動植物の生息状況など現状を認識しながら、自然と調和できるまちづくりを進め、今ある自然の保全を町民と共に取り組みます。また、町民の自然保護意識や循環型社会に向けたエネルギーの有効利用を進めます。

〈主な施策〉

①自然環境の保全

・ 環境保全の推進

自然環境について、陸別町を中心として経済団体や事業所と連携して長期的なビジョンを持って保全に努めます。

・ 農業・林業との連携による環境保全

陸別町の基幹産業である農業・林業が、環境にやさしい経済活動が行えるように支援・啓発を積極的に行います。

・ 自然環境保全活動に対する支援

町民や企業が取り組む自然環境保全活動に対する支援を積極的に行います。
また、町民同士や企業間の連携機会の提供を行います。

②省エネルギー・新エネルギーの推進

・ 公共施設における新エネルギーの導入の検討

町内公共施設等において、太陽光発電や木質チップボイラーの導入など自然環境にやさしいエネルギーの活用を検討します。

・ 企業や町民のクリーンエネルギーの利用への支援

町全体の地球環境保全に対する取り組みとして、企業や各家庭におけるクリーンエネルギーの利用に対して支援を行います。

③自然環境への意識高揚

・ カーボンオフセットの普及

低炭素社会実現のため、経済活動や住民生活の中で、カーボンオフセットを意識した生活スタイルの普及を推進します。

・ 学習機会の提供

自然環境に関する学習の機会をつくり、省エネルギーや新エネルギーの取り組みへの意識の高揚を図ります。

・ 広報活動の推進

広報紙などを通じて、町民の自然環境に対する意識の高揚を図ります。

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

秩序ある土地利用による市街地の整備と住宅の整備

担当課：総務課

連携課：建設課

〈現状および課題〉

本町では平成12年に策定した「第4期陸別町総合計画」の土地利用の方向性に基づき、美しい街並みと、機能性の高い街を目指し、計画的な土地利用を行ってきました。

しかしながら、急激な人口減少により、市街地の空き家、空き地、空き店舗が増加しており、特に未使用となった建物については、老朽化により破損が進み、安全面や景観面において大きな問題となっております。平成10年度から実施されている景観形成事業により空き家の解体は進んでいますが、未使用の店舗・事務所や所有者不在の空き家の解体は進まない状況にあり、それらの対策について検討する必要があります。

継続的に施設や、機能の適正配置・機能分担を図り、時代に対応しながら総合的かつ計画的な土地利用と市街地整備に努めます。

さらに定住を促すための、快適な住環境の整備や公営住宅の整備を進めると共に長寿社会に向けた住環境の改善など各世代の生活様式に見合った住環境を整え、定住化を促していくことが重要です。

〈基本方針〉

有効な土地利用や監視・指導の強化を図り、計画的に土地利用を進めます。市街地においては、美しい街並みづくりを継続的に進めると共に、誰もが住みよい町と考えるような住環境の整備を進めます。

〈主な施策〉

①計画的な土地利用

- ・住民合意による土地利用

町民誰もが潤いある生活を送るために、住民合意による秩序ある土地利用を進めます。

- ・土地取引の適正化

土地利用に関する諸法令の適正な運用により、秩序ある土地利用を促進します。

- ・公共未利用地の活用

未利用地の民間活用や売却など幅広い活用方法を検討します。

②市街地整備の促進

- ・市街地の活力の増加

市街地の活力の増加のため、空き店舗や空き地の、公共的な利用を含めた、有効な利用方法について検討します。

- ・市街地の町並み整備

憩いの場や歩道のバリアフリー化を進め、誰もが安心して集える市街地づくりを進めます。また、老朽化して未利用となった家屋の解体を進めます。

③快適な住宅環境の整備

- ・快適な住宅の推進

定住促進のため陸別町による宅地の造成を進め、快適な住宅環境を提供します。また、住宅に関する情報提供や相談場所の設置により、多様な生活様式に対応した住環境づくりを進めます。

- ・公営住宅等の計画的な整備

「陸別町公営住宅ストック活用計画」に基づき、将来を見据えた公営住宅の建設や維持管理・修繕を計画的に進めます。

- ・公営住宅等の適切な管理

住宅周辺環境の向上や入居者の適正使用の推進、家賃の100%収納を進めます。

④自然と調和した住環境づくり

- ・陸別産木材利用の推進

公共施設や一般の建物において陸別産カラマツ材の使用を推進します。

- ・環境に配慮した住宅環境の普及

環境にやさしい材料を利用した住宅や、省エネ住宅などの普及を促進します。

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

ごみの減量化と適正な処理

担当課：町民課

連携課：

〈現状および課題〉

生活の利便性が高まるにつれ、家庭から出されるごみの種類が多様化しています。その処理方法についても自然環境や人などへ与える影響が問われ、ごみの減量化やリサイクルへの取り組みに対する関心が高まっています。

国は、「循環型社会形成推進基本法」「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」により、限りある資源の消費抑制や再利用などによる、循環型社会を目指した施策を進めています。

本町においては、ごみ収集の17分別や資源ごみ以外のごみや、粗大ごみ、事業所ごみの有料化により、ごみ資源の再利用や減量化を図っています。

今後も、ごみの減量化と再資源化等の適正な処理を進めるために、町民の意識向上のための啓蒙活動を進めると同時に、町民・事業者・町がそれぞれの役割を担いながら、限りある資源や環境の保全をふまえ、将来に向け持続可能な社会をつくる必要があります。

〈基本方針〉

町民自らの取り組みとして、ごみの減量化や再資源化を推進します、また、資源が循環する環境づくりに、力を注いでいきます。

〈主な施策〉

①ごみ減量化の推進

- ・ 広報紙や学校教育・生涯学習の中で、町民一人ひとりがごみを減らす意識を高めるために意識啓発を進めます。

②ごみ収集の適正化

- ・ 正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。また、不法投棄を防止するための体制を強化します。
- ・ 池北三町行政事務組合で運営している銀河クリーンセンターの適正で安全な処理体制の推進に努めます。

③リサイクル（再使用）の取り組み

- ・ 不用品の交換や修理など、リサイクルに対する知識の普及と啓発活動を促進します。
- また、地域内でのリサイクル市や不用品の交換の場の提供などの取り組みを支援します。



政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理

担当課：建設課 連携課：町民課

〈現状および課題〉

生活様式の変化や生活水準の高度化に伴った安定的な水供給は、住民生活や産業振興の上で大変重要です。最上流部にある本町は水資源には恵まれています、より質の高い水道水へのニーズに対応した水質の確保や、災害時を含めた安定的な供給体制の充実を図ることが必要です。

下水道は衛生的で快適な生活環境を確保し、河川などの水質保全を図る上で重要な施設です。供用区域内における加入促進や、下水道処理区域外での合併浄化槽の普及推進などの対応が今後の課題となっています。

また、し尿処理においては、十勝圏複合事務組合を通じた処理体制により進めています、公共下水道事業に伴う水洗化の普及が高まるにつれ、事業対象の縮小が考えられます。

一方では、公共下水道事業の及ばない地域における継続的な処理体制の充実も必要であり、環境の変化に対応した事業の推進が求められます。

〈基本方針〉

安全で安定した水を供給できる水道施設の整備・更新、下水道施設の整備・更新を計画的に進めます。

また、下水道処理区域内における下水道加入促進を積極的に行います。

〈主な施策〉

①水道事業の推進

- ・ 水源域の確保

水源域の整備による良質な水源の確保に努めます。

- ・ 水道水供給体制の強化

安定した水道水供給のために、計画的な施設・設備の改修・更新を進めます。
また未普及区域の解消を図ります。

- ・ 非常時の給水対策

災害非常時に対応する給水対策の強化を図ります。

- ・ 水道事業の健全運営

受益者負担の適正化などによる水道事業の健全運営を推進します。

②適正な排水処理

- ・ 下水道施設等の整備

適切な管理による施設の長寿命化に努めると共に、計画的に施設の再整備を進めます。

- ・ 水洗化の促進

下水道事業の供用開始区域内における未加入者への加入促進を図ります。

- ・ 下水道供用開始区域外における適切な排水処理・し尿処理を促進します。

- ・ 下水道事業の供用開始区域内における、未加入者に対して、適正な排水処理、し尿処理についての指導を推進します。

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

公園・広場の整備と自然と調和した景観整備

担当課：総務課

連携課：町民課・産業振興課・建設課

〈現状と課題〉

森林や豊富な緑を背景とした本町には、町民のコミュニケーションの場としての公園や、季節を伝える花やみどりにあふれる風景が多くあり、暮らしの中に、うるおいを与えてくれます。

駅前多目的広場・イベント 広場は町民の憩いの場や、お祭りの会場として多くの方に親しまれています。

今後も、この心地よい環境を守るために、町民一人ひとりが、日常的に美化活動に取り組むことが重要となってきます。

また、緑や季節の彩りを基調とした景観づくりを進めることにより、本町における生活にうるおいを与えることが必要です。

〈基本方針〉

既存の公園を、多くの人が集まり、憩える場として整えると共に、町有林内、市街地の空き地などを活用した新たな憩いの場づくりを進めます。また、町民による緑化や花いっぱい運動、美化活動を促し、うるおいある環境を創出していきます。

〈主な施策〉

①憩いの場づくり

・既存公園の利用促進・環境整備と町民の憩いの場としての利活用

多目的広場やイベント広場などの既存の公園利用促進環境整備を進め、町民の憩いの場としての利用を促進します。

・憩いの場づくり

市街地の空き地などを活用した憩いの場づくりを促進します。

・水鳥などが、生息しやすい水辺公園として、自然環境と調和の取れた、河川の保全に努めます。

②緑化の推進

・農村地域における花壇の整備を促進します。

・苗や種子の無料配布などを進め、統一的なテーマのもとで進める植栽活動を促進します。

③環境美化意識の啓発

・広報紙などを通じた啓発事業を推進します。

・自宅周りの清掃・不快昆虫の処理やペットのふん尿処理など、町民の自主的活動を促進します。

・自治会や団体組織などによる公共的な場所における、緑化・花いっぱい運動や維持管理への支援をします。

政 策	施 策	
2 利便性を高める 交通と情報	(1) 道路網の整備	Ⅲ-2-(1)
	(2) 交通の確保	Ⅲ-2-(2)
	(3) 情報ネットワークの整備	Ⅲ-2-(3)

道路網の整備

担当課：建設課

連携課：総務課

〈現状と課題〉

本町の道路網は、十勝地方と網走地方を結ぶ国道242号と2本の主要道道〈北見白糠線・津別陸別線〉、3本の一般道道〈苫務陸別停車場線・斗満小利別停車場線・上斗満大誉地線〉が整備されており、広域道路網を補完しています。さらに、本町の産業や住民生活に密接に関わる道路として町道が整備されています。

高速道路、高規格幹線道路については北海道横断自動車道網走線の小利別～北見間が着工しており、交通網の広域的な利用が見込まれています。

平成18年に約100年に渡り地域の重要な移動手段として位置づけられていた鉄路が廃線となったあとは、道路網が唯一の交通手段であり、道路網の充実が住民生活の利便性や地域産業の発展、新たな企業の誘致には欠かせない重要な要件であり、特に、十勝・網走地方の中継点に位置する本町では、人や経済が交流する町として重要な役割を担います。

町外を結ぶ交通網の充実を図ると共に、道路周辺景観の緑化や人に配慮した道路整備や案内施設・交通安全施設の整備を進め、車にとっても、歩く人にとっても快適な道路整備が求められています。

また、高齢化が進む本町ですが、高齢者や足の不自由な人でも安心して外出できるような道路整備が求められています。

〈基本方針〉

町全体の要望として、誰もが利用しやすい高規格道路や国道・道道の整備を積極的に要望すると共に、これらの道路に接続する町道の整備を進め、機能的な交通体系の確立を図ります。また、沿道の景観や交通弱者に配慮し、高齢者や障がい者、子どもにとって安心して歩ける環境づくりにも力を注いでいきます。

〈主な施策〉

①幹線道路網の整備促進

- ・ 北海道横断自動車道早期建設促進

オホーツク圏・十勝圏・道央圏のアクセス向上に向けた北海道横断自動車道の早期完成や利便性の向上を求め、国や東日本高速道路株式会社への要望活動を行います。

- ・ 国道・道道の整備促進

国道や道道における安全の確保のために、急カーブや急勾配などの解消に向けた働きかけを行います。

- ・ 冬の交通の確保

現在の国道・道道における除雪体制の維持を求めます。

②町道などの整備

- ・ 町道の計画的な整備

産業の基盤づくりや、町民の安定した暮らしのための道路整備を計画的に進めます。

また、案内標識や歩道等の整備においては誰もが利用しやすいものとします。

- ・ 町道の適切な維持管理

日ごろの道路パトロールにより、町民が安心して利用できる道路環境の維持に努めます。また、適切な維持管理により道路等の長寿命化を図り財政面での負担を抑制します。

- ・ 町民との協働による道路維持

道路の除排雪や草刈など住民生活と密着した業務について、町民や自治会等と協働した取り組みを検討します。

③道路景観の整備

- ・ 自然景観や景観形成基準に基づいた道路整備を進めます。また、町道をはじめ国道・道道における花壇整備や街路樹の整備を、町民との協働した取り組みとして積極的に推進します。

政 策	施 策	
2 利便性を高める 交通と情報	(1) 道路網の整備	Ⅲ-2-(1)
	(2) 交通の確保	Ⅲ-2-(2)
	(3) 情報ネットワークの整備	Ⅲ-2-(3)

交通の確保

担当課：総務課

連携課：

〈現状と課題〉

平成18年に北海道ちほく高原鉄道が廃止となったあと、代替バスとして帯広方面に十勝バス、北見方面に北見バスが公共交通機関として運行しています。

自家用車の普及や人口の減少・少子化などで地方と都市を結ぶ公共交通の運営は大変きびしい状況にある一方、高校生や高齢者などにとっては唯一の公共交通機関として、通学や、通院などの日常生活において、欠くことのできないものとなっており、今後においても安定した運行が継続されるよう対策を講じる必要があります。

また、町内における移動においては、スクールバスを利用した輸送を行っていますが、引き続き運行を続けると共に、利便性の向上に努める必要があります。

〈基本方針〉

公共交通機関の確保と利便性、快適性の向上に努めます。また、町内運行するスクールバスに関しては、少子・高齢化など利用者環境の変化に対応した柔軟な運行を図っていきます。

〈主な施策〉

①公共交通機関の確保

- ・ バス事業者との連携

バス事業者と連携し、路線経営の安定と確保を図ります。また、沿線自治体との連携による利用促進の取り組みを実施します。

- ・ 町有バスの利便性の向上

スクールバスを利用した町内のバス運行の適正運行を図ります。

- ・ 地域との連携

交通弱者の足を確保するために町有バスの運行のほかに、地域住民と連携した輸送環境整備の検討をします。

②陸別町地域交通推進会議

- ・ 公共交通機関の利用促進により、安定的な運行と利便性の向上を図るために、町民による検討や取り組みを行います。また、地域の交通に対する要望や不安を聴取し、改善に向けた検討の場としての機能を高め、唯一の公共交通としての、バス利用を促進します。



政 策	施 策	
2 利便性を高める 交通と情報	(1) 道路網の整備	Ⅲ-2-(1)
	(2) 交通の確保	Ⅲ-2-(2)
	(3) 情報ネットワークの整備	Ⅲ-2-(3)

情報ネットワークの整備

担当課：町民課

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課・教育委員会

〈現状および課題〉

光ファイバーなどの高速通信網の整備、携帯電話の普及、地上デジタルテレビ放送など、急速に高度情報化が進んでいます。これらの情報通信手段は住民生活のあらゆる分野に浸透し、産業の振興や暮らしの向上に寄与しています。また、インターネットをはじめとする高度情報化の進展は、町外への情報発信や、町民と行政のコミュニケーションなどの、新たな情報手段としての活用が高まっています。

平成23年7月に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行することとなるテレビ放送については、難視聴地域の解消に向けた迅速な取り組みが必要となっています。

また、陸別町内における携帯電話の不感地域は、市街地以外の地域で存在し、その解消については、農業・林業を基幹産業としている我町にとって大きな課題となっています。

情報通信技術は、日々進歩しておりますが、都市部に比べて地方における基盤整備が遅れている状況があります。

本町において、情報網の整備を進めると共に、時代に対応した新たな情報手段の取り組みを進めるための情報収集や、国や事業者等に対する要望を進める必要があります。

〈基本方針〉

高速通信網の整備や、活発な情報通信の利活用など、地域情報化を促進すると共に、行政の情報化を推進し、誰もが情報を享受でき、活発な情報発信・交流ができるまちづくりを目指します。

〈主な施策〉

①地域情報網の整備

・ 高速通信網の整備促進

光ファイバーなど高速通信網の整備を促進し、情報通信過疎地域の解消を図ります。

・ 地上デジタルテレビ普及促進

平成23年7月から地上デジタル放送へ完全移行されるテレビ放送についての周知の徹底と難視聴地域の解消を図ります。

・ 携帯電話不感地域の解消

携帯電話の不感地域の解消について、携帯電話事業者と連携した取り組みを実施します。

②高度情報化への対応

・ 情報通信の活用

観光振興やまちづくり活動にインターネットなどの情報通信手段の有効活用を図ります。

・ 情報通信の利用にかかる教室の開催

多くの町民が便利な高度情報通信を利用できるように教室の開催や体験機会づくりを図ります。

・ インターネットの適正利用のための教育の充実

小・中学校におけるインターネットの安全な利用に対する教育の充実を図ります。

③行政情報化の推進

・ ホームページの活用

町民の行政情報の入手、活用を促進するために、町ホームページの有効活用を図ります。また、誰にでもわかりやすいホームページづくりに努めます。

・ 電子化による住民サービスと事務処理効率の向上

住民サービスの向上と事務処理効率の向上のため、戸籍情報などの電算化や電子申請システム・税の電子申告システムに対応した手続きの拡充などの検討を行います。

・ 安全対策の推進

安全かつ円滑に情報システムを利用・運用するため、情報セキュリティ対策を推進します。

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

災害防止対策の推進

担当課：総務課

連携課：保健福祉センター・産業振興課・建設課・教育委員会

〈現状および課題〉

森林や河川など自然環境に囲まれた本町ですが、たびたび大雨などにより発生する河川災害などから町民の生命・財産を守る必要があります。

近年は、地球規模の気象状況の変動により、今までに経験したことのない、突発的な大雨や台風並みの低気圧による大雪が発生しており、特に冬期間に発生した災害による被害は大変大きくなることが予想されることから、日ごろから災害に対する備えをこころがける必要があります。

本町では「陸別町地域防災計画」を策定し、各種の災害防止と災害応急対策、災害復旧などの諸活動推進に努めていますが、今後も自主的な防災の取り組みや組織づくりなどをすすめ、避難所の整備や災害時の対応などに対する町民への啓発、防災意識の向上などの取り組みの強化を図る必要があります。

〈基本方針〉

安全上必要な河川改修の取り組みを進めると共に、森林の公益機能を強化し、災害が発生しにくい環境づくりを進めます。また、災害時に備えた防災訓練の充実や連絡体制の強化など、地域が一体となって進めるほか、広域による防災体制を整えていきます。

〈主な施策〉

①災害に強いまちづくり

・ 河川や道路の点検・改修

大雨等で被害が予想される河川などを事前に把握し安全対策を講じるために、日ごろからパトロールを実施します。また、北海道管理の河川については、安全対策等について、必要に応じて要望していきます。

・ 森林の公益機能の強化推進

森林の治水に対する役割を強化するために、町有林の適正な管理と民有林の整備促進をします。

・ 耐震化促進

災害時の避難場所となる公共施設の耐震化を進めると共に、町民が所有する住宅や建物の耐震診断や耐震化に向けた啓発活動を推進します。

・ 災害時のライフラインの維持

災害時の道路や電気・水道などのライフラインの迅速な復旧のために、民間の事業者との連携を図ります。

②防災意識の向上

・ 防災訓練の実施

定期的な防災訓練の実施や情報提供により町民の防災意識の向上を図ります。

・ 防災教育の充実

小・中学校や保育所における子どもたちへの防災教育を充実させ、防災意識の向上を図ります。

③防災体制の強化

・ 地域における防災体制の推進

災害時に行政と町民が担う責任と役割を明確にし、避難や早期復旧に対する迅速な対応のための体制整備の推進と、自主防災体制の構築に向け、関係機関との協議を進めます。

・ 高齢者・障がい者の支援

高齢者や障がいのある人など、地域における要援護世帯の把握に努め、安否確認や避難支援体制を整えます。

・ 町民に対する災害情報の提供

災害発生を迅速に町民に伝えるための手段の充実を図ります。

・ 陸別町地域防災計画・陸別町国民保護計画

時代にあった防災活動や町民の財産や生命の保護を図るため、随時、地域防災計画・国民保護計画の見直しを行います。

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

消防・救急体制の充実

担当課：消防署

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課

〈現状および課題〉

町民の生命や財産を火災から守ると共に、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる体制の整備が求められています。

本町においては、林野火災と農業施設の火災が多く発生していますが、生命に関わるような重大な住宅火災の発生事例もあり、被害を最小限に抑えるため、町民の防火意識の向上や消防体制の充実など、火災に備えた取り組みを進める必要があります。

また、本町の高齢化に伴い救急出動件数が増加傾向にあり、救急体制の向上や町民の救急対応の知識の向上を図る必要があります。

今後の救急体制については、救急無線のデジタル化に向けた広域的な取り組みを進めると共に、現在話し合いが進められている、十勝の消防行政一元化によって地域消防力を低下させることなく、効率的な運営が出来るよう進めていく必要があります。

また、人材の育成や救急車両・救急機材などの計画的な整備・更新を進め、さらに、消防活動において重要な役割を担う、消防団組織の充実についての取り組みを進める必要があります。

〈基本方針〉

職員・消防団員の技術向上や消防装備の充実など、時代に対応した消防体制の整備を図ります。救急・救助業務に関しては、救急救命士の採用・養成や広域的な搬送体制の充実、町民への応急処置の知識普及に努め、より迅速な救急体制づくりに努めていきます。また、高齢者世帯の増加に対応した救急体制の強化も行っていきます。

〈主な施策〉

①消防体制の強化・充実

- ・ 消防施設・機器等の整備促進

消防署や水利施設・車輛・機器などの消防施設等の計画的な更新や整備を進めます。

- ・ 職員・消防団員の技術の向上

技術の向上により消防力の向上を図ります。

- ・ 消防団組織の充実

消防団員の確保や教育訓練の実施などにより消防団活動の充実を図ります。

- ・ 自主防災活動の支援

町民自ら行う初期消火や救出、救護に必要な知識や意識の普及、防災訓練の実施など自主防災活動の指導などの支援を行い、地域防災力の強化を図ります。

- ・ 広域的な消防活動の検討

十勝管内自治体〈事務組合〉と連携した消防組織の運営を検討します。

②予防の推進

- ・ 防火意識の向上

町民の防火意識の向上を図ると共に、家庭や事業所等における火災への備えなどの防火の取り組みの啓発を行います。また、火災予防等に関する相談を実施します。

- ・ 火災予防に対する取り組み強化

防火対象物などの立ち入り検査の実施や指導強化を図ります。また避難訓練・消火訓練の実施に対しての支援・協力を行います。

- ・ 防火対策

住宅用火災警報器の設置や、火災になりにくい家づくりに対する情報提供や普及啓発を実施すると共に、巡回体制を強化します。

- ・ 高齢者・障がい者の支援

高齢者や障がい者など、地域における要援護世帯の把握に努め、防火施設の確認や火災予防の普及を推進します。

③救急・救助業務の充実強化

- ・ 応急手当の普及

救急車が到着するまでの応急手当の普及啓発を行います。また、公共施設や民間企業などにAED〈自動体外除細動器〉普及の促進をします。

- ・ 救急救助体制の強化

救急車の更新や救急救命士の人材の育成など、計画的に救急救助体制の強化に努めます。また、医療機関との連携を強化します。

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

交通安全・防犯体制の推進

担当課：総務課

連携課：保健福祉センター・建設課・教育委員会

〈現状および課題〉

本町における死亡交通事故は、平成9年7月14日の発生以来、平成21年11月8日現在で4500日の間発生しておりません。車主体の生活行動の浸透や、道路網の整備が進むにつれ、交通量の増加や、高齢者による運転機会が増えてきます。お互いが、交通事故の被害者・加害者にならないように、日ごろから交通安全に対する意識を高め、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることが大切です。

また、社会環境の悪化や情報の氾濫などによる犯罪の広域化、低年齢化、悪質化など、青少年を取巻く環境も大きな社会問題となっています。安心して暮らすためにも、交通事故や犯罪を未然に防ぐことが必要です。

〈基本方針〉

町民が一体となった交通安全への取り組みや防犯活動の取り組みを進めます。また、意識向上のための啓発活動を実施します。



交通安全町民の集い

〈主な施策〉

①交通安全意識の啓発

- ・交通安全町民の集い、交通安全教室の開催

交通安全町民の集いや交通安全教室など、多くの機会を活用した交通安全意識の高揚を図ります。

- ・陸別町交通安全協会への支援

町民の交通安全に関する取り組みを関係機関との連携により実施します。

- ・交通安全に対する指導の強化

道路交通の安全のため、交通安全指導員を設置し、指導体制の強化を図ります。また、町内を通過する車両に対する安全運転の啓発を実施します。

②交通安全環境の整備

- ・交通安全施設の整備

交通規制標識・夜間照明・信号機の積極的な設置・設置要請や警戒看板の設置により交通の安全を確保します。

- ・歩行者の安全確保

学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機の設置、また、高齢者や障がい者・健常者を問わず、誰もが安心して歩行できる環境をつくれます。

- ・市街地における駐車場の整備

安全な交通を確保するため、市街地における公共駐車場を適正に配置し、路上駐車解消を図ります。

③防犯対策の推進

- ・防犯活動の推進

活動団体や関係機関との連携により、防犯に関する学習機会や情報の提供を進めます。また、防犯意識の向上や地域住民の自主的な活動を支援します。

- ・防犯施設の整備

防犯灯の適正設置を進めます。また、防犯に配慮した生活環境の整備を進めます。

- ・子どもの安全

子どもを犯罪等から守るために、地域住民と連携した犯罪防止の取り組みを進めます。

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

消費者対策の充実

担当課：産業振興課

連携課：町民課・保健福祉センター・教育委員会

〈現状および課題〉

平成21年に、消費者庁が消費者の安全・安心な消費生活実現のために創設されました。

しかしながら、インターネットの普及により消費形態の多様化が進む中、これらの変化の中で、様々な消費生活に関するトラブルが絶えない状況は依然として続いています。

当町においては、高齢者を狙った悪徳業者による被害がでており、表面化していない事例を含めると、その数は相当数に上ることが予想され、高齢化が進む今後においては更に増える恐れがあります。

こうした中、本町では消費活動に関する自主グループ「りくべつくらし塾」を組織して、学習をする他、消費被害の事前防止のための啓発活動や情報交換を行っています。

また、月一回、消費生活専門相談員を招き、消費者相談窓口を開設し、相談業務を実施しています。

今後もより一層多様化、複雑化が予想される消費形態ですが、町民が安全に消費活動できるよう情報の提供や消費者教育の推進、相談体制の充実を図ります。

〈基本方針〉

学校教育・生涯教育における消費者教育・啓発の充実や消費生活相談の充実などにより、消費者被害の未然防止に努めます。

〈主な施策〉

①消費者教育・啓発の推進

・消費者教育の実施

安全で安心な消費生活の実現のため、年代にあった消費者教育を実施します。

・情報提供と啓発活動

消費者問題に関する情報や被害時の対処法など情報提供を行います。また、被害にあわないための啓発活動を強化します。

②相談体制の充実

・北海道消費生活センターや警察などと連携を強化し、消費者問題に対し、迅速な対応が取れるよう、相談窓口の充実を図ります。

③商品の安全

・製品事故等に関する情報の提供を行います。



消費者教室

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

冬季生活の向上

担当課：建設課

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課

〈現状および課題〉

日本一寒い町である本町において、きびしい冬の生活を快適に暮らすには、寒冷地に対応した住宅環境の充実は重要です。

また、車社会である北海道において早期除雪による道路通行の確保は、安心して日常生活を送る上で重要ですが、生活様式の多様化や流通の高速化により除雪・排雪への住民ニーズは年々高まっており、より一層除排雪対策を充実させ、安全な道路の確保に努める必要があります。

さらに、日本一のしばれを活用した技術を住民生活に浸透させ、より快適な暮らしの実現に努めていくことが必要です。

〈基本方針〉

早期除雪や排雪場所の確保、冬期間の安全な通行を確保すると共に、軒先や玄関先など身近な住環境の除雪や高齢者世帯への対応など、町民による積極的な活動を促していきます。

〈主な施策〉

①除排雪対策の推進

・関係機関との連携

計画的な除雪実施のために産業・経済界や学校などの関係機関と連携して、効率的で迅速な除排雪体制を整えます。また、国・道などの道路管理者との連携・調整を行います。

・除雪車などの雪寒機械の整備

除雪車などの雪寒機械の整備の計画的な更新を行います。

・高齢者世帯などに対する地域ぐるみによる支援の推進

高齢者世帯などの要支援世帯に対する支援体制づくりを町民の皆さんとの協働により検討を行います。

②寒冷地向け住宅の普及

- ・陸別町の寒冷な気候に適応した住宅の建設やリフォームに対する相談や指導の体制を整えます。また、省エネルギーに対応した住宅の建設を推進します。

③寒さを活かしたまちづくり

- ・寒さを活かしたまちづくりに向けて、しばれフェスティバルなどのイベントを実施し、寒さならではの観光振興を進めます。また、しばれ技術開発研究所による寒さを利用した技術の開発などの支援を積極的に進めると共に、陸別町の気候を有効活用できる企業の誘致を進めます。

MEMO

基本目標Ⅳ

誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

1 生涯を通じて学ぶ町民	担当課
(1) 生涯学習の推進	教育委員会
(2) 学校教育の充実	教育委員会
(3) 生涯スポーツの充実	教育委員会
2 誇り高きふるさと文化	担当課
(1) 芸術・文化活動の推進	教育委員会
(2) 文化財保護の推進	教育委員会
(3) 地域イメージの形成	総務課
(4) 地域間交流・国際交流の推進	総務課

政 策	施 策	
1 生涯を通じて学ぶ町民	(1) 生涯学習の推進	IV-1-(1)
	(2) 学校教育の充実	IV-1-(2)
	(3) 生涯スポーツの充実	IV-1-(3)

生涯学習の推進

担当課：教育委員会

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課

〈現状および課題〉

生涯を通じて学びたいと思うことは大切なことであり、学ぶことがこころの豊かさや、生きがいを持った生活につながります。この「学びたい」というニーズを的確に把握し、すべての町民に対して平等に学ぶ機会を提供することが大切です。

生活全般、野外活動、健康づくり、文化活動、国際交流など多様化・高度化する学習ニーズや環境変化に対応した生涯学習活動を進めるためには、町民の協力や行政内の連携を進めると共に、情報の提供を積極的に進める必要があります。

本町では、公民館や保健センターなどを利用した生涯学習活動を積極的に進めています。また、町民の学習機会の拡大のために、これらの施設における利用しやすい環境づくりが求められています。また、本町を取り巻く森林や川、畑、星空、しばれなどの自然環境を最大限に利用した生涯学習の実施により、町に対する誇りを持つ人づくりが求められています。

〈基本方針〉

学習機会の提供などにより、生涯を通じた学習を推進し、町民の心豊かな生活の実現を目指します。また、陸別の特色や町民の情報・知識・技術などを最大限に活用した生涯学習を進めます。

〈主な施策〉

①生涯学習推進体制づくり

- ・関係各課や生涯学習ボランティア・各種サークルなどと連携し、生涯学習の推進や推進体制の整備を計画的に進めます。

②生涯学習活動の充実

・活動の支援

町民の自主的な学習活動を支援すると共に、学習の成果を活かす機会の充実を目指します。また、他市町村との交流や研修事業への参加に対する支援を行います。

・学習ニーズの把握と特色ある学習メニューの実施

町民が求めている学習メニューの実施のために関係機関・関係各課と連携してニーズの把握に努めます。また、陸別町の特色を活かした学習メニューの実施を目指します。

・情報提供

町民に対し、ホームページや広報紙を通じて生涯学習に関する情報の提供を行い、学習機会の拡大を図ります。

③指導体制の充実

- ・町民の情報・知識・技術などを活かした指導体制の充実により、幅広い生涯学習への対応を図ります。
- ・広域的な指導者ネットワークの形成により指導者不足の解消を目指します。

④生涯学習施設の充実

- ・多様化する学習ニーズに対応するため、公民館、図書室などの既存の学習施設のほか保健センター、学校下校時の利用など、効率的な利用を図ると共に、利便性の向上を図ります。また、森林などの自然環境や天文台の生涯学習施設としての位置づけを深めます。

⑤社会教育の充実

- ・陸別町社会教育計画に基づき、社会の変化に対応した社会教育の充実を図ります。

政 策	施 策	
1 生涯を通じて学ぶ町民	(1) 生涯学習の推進	IV-1-(1)
	(2) 学校教育の充実	IV-1-(2)
	(3) 生涯スポーツの充実	IV-1-(3)

学校教育の充実

担当課：教育委員会

連携課：総務課・保健福祉センター

〈現状および課題〉

少子化や人口減少の影響により、小・中学校の児童生徒の数が年々減少している中、本町では「確かな学力の向上」「豊かな心とすこやかな体の育成」「信頼される学校づくりの推進」を重点目標として、学校、家庭、地域が相互の信頼のもと、地域が子どもたちの成長を見守りながら特色ある教育を進めています。

また、高度情報化への対応や、国際化など時代に求められる人材を育成するための環境づくりを積極的にすすめると共に、魅力・特色のある教育の推進に努め、学ぶ意欲や、学習習慣を身につけるための取り組みを行う必要があります。

今後も、子どもたちの安全な教育環境と、生き生きと学べる環境づくりのために、校舎や体育館の改修・改築を進めると共に、通学路の安全やスクールバスの更新などを計画的に進めます。

また、子どもたちの個性や発達に合わせた教育環境の実現のため、関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

〈基本方針〉

学ぶ場にふさわしい環境を整えると共に、時代に対応した教育内容の充実を図ります。また、体験学習や社会活動への参加など地域特性を活かした教育、児童・生徒が自ら学ぶ意欲を高め、個性や能力に応じた教育を進めていきます。

〈主な施策〉

①学校教育の充実

- ・ 地域の特色を活かした教育活動の推進

本町の自然環境や農業・林業などの体験を通じた、地域の特性を活かした教育活動を進めます。

- ・ 児童・生徒の個性に応じた教育の推進

子どもたちの個性や発達に合わせた教育の推進のため、関係機関と連携した取り組みを実施します。

- ・ 特別支援教育の推進

発達障がい等の特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育体制を整えるために地域療育センターや児童相談所、病院などの関係機関との連携を図ります。

- ・ 国際化に対応する人材の育成

カナダ・ラコーム町との友好関係の発展により、国際理解教育の充実を図ります。

- ・ 地域活動への参加促進

ふるさと学習や職場体験学習などの地域活動の参加機会を増進します。また、地域開放参観日などの開催により学校と地域との連携を図ります。

- ・ 小・中学校の連携

小・中学校の連携により、学びの連続性や接続の円滑化を図ります。

②小・中学校の環境整備

- ・ 安全な学校施設整備

地震などの災害発生時に児童生徒を守るため、適正な学校施設の整備を進めます。

また、地域の避難所としての役割に十分配慮した施設整備が求められています。

- ・ 教材備品の整備

多様化する教育環境に対応した教材備品の整備を進めます。

- ・ 危機管理体制の充実

学校内における危機管理体制や防犯システムなどの環境整備を図ります。

- ・ 教職員の環境整備

教職員住宅の整備など、教職員の福利厚生の実施を図ります。また、教職員の資質向上のために研修機会の提供に努めます。

③通学、修学支援の充実

・スクールバスの運行

スクールバスの安全な運行と車両の計画的な更新を図ります。

・登下校時の安全対策

登下校時の安全確保や、自己防衛意識の高揚を図るための安全教育を実施します。

また、地域で子どもたちを守る取り組みを実施します。

・学校給食の検討

学校給食に対するニーズの把握を進めると共に、そのあり方について生徒児童の健康や食育、地場産品の利用など多面的な視点からの検討を保護者や地域のみなさんと進めます。

- ・高校や専門学校、大学進学者に対する奨学金制度による修学支援を引き続き行います。



陸別小学校新校舎 多目的ホール 完成予想図

平成21年度「しばれの町」陸別の学校教育

陸別町教育委員会

我が国の目指すべき教育の姿

- 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

北海道教育の基本理念

- 自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、
夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む ⇒「自立」
- 心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む ⇒「共生」

十勝管内教育推進基本方針

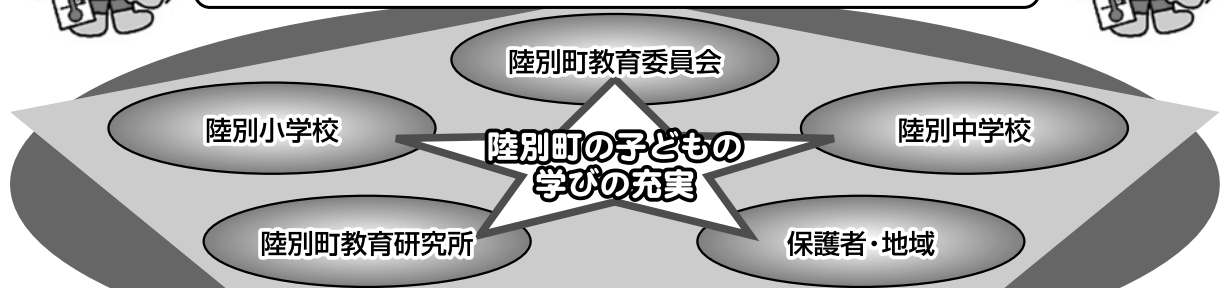
- 〔テーマ〕ふるさとの誇りを胸に、ともに十勝の明日を力強く切り拓く子どもを育てる
～「来遊」「友愛」「愛郷」の3つのパスワードを広げ、つないで～
- 【来遊】：毎日楽しく、通いたくなる場をともに築き上げる
 - 【友愛】：慈しみの心と、たくましい身体をはぐくむ
 - 【愛郷】：ふるさとに生き、未来を切り拓く力をはぐくむ

陸別町学校教育推進テーマ

町ぐるみでかかわる陸別の子ども教育

陸別町立学校教育目標

- | | |
|--|---|
| 小学校
○高い知性を養う
○豊かな情操を養う
○健康な心身を養う | 中学校
○主体的に学習する生徒を育てる
○強健な心身でやり抜く生徒を育てる
○協力し節度ある生活をする生徒を育てる |
|--|---|



＜施策＞

陸別町教育委員会

- 1 教育に関する事務の管理、執行(地教行法)
- 2 教育行政執行方針の周知
- 3 学校経営に関する指導助言
- 4 学校評議員の設置(管理規則)
- 5 地域住民への情報発信
- 6 学校教育指導訪問の活用促進(地教行法)
- 7 「陸別町教育の日」制定
- 8 「学力調査活用アクションプラン推進事業」の推進
- 9 小中連携教育事業の推進

陸別小・中学校

- 1 特色ある教育経営
＜確かな学力＞
・小中連携教育事業の充実
・個に応じた指導の充実
＜豊かな人間性＞
・道徳の時間の改善充実
＜健康・体力＞
・実態把握に基づく体育、健康指導の改善充実
- 2 特別支援教育
・関係機関と連携した支援の充実
- 3 教育経営検証・改善方策
・全国学力等調査、C・R・Tの実施、学校改善プラン
- 4 積極的な生徒指導
- 5 説明・結果責任
・学校評価の質的充実、結果の公表
- 6 適切な危機管理対応

保護者・地域

- ＜保護者＞
- 1 学校行事への参加
 - 2 教育研究大会への参加
・授業参観、研究協議
 - 3 教育活動等に関する評価
・保護者アンケート
- ＜地域＞
- 1 教育経営への協力
・虫歯指導、天文台授業、職場体験、高齢者との昼食会 など
 - 2 地域住民による学習支援
・書写、陶芸、郷土史 など
 - 3 児童生徒の安全確保
・婦人会街頭指導 など

陸別町教育研究所

- 1 陸別の子ども学力調査
・9か年の調査結果を基に学年の傾向を把握
・学校へのデータ提供
- 2 連携教育実践記録集の作成
- 3 社会科副読本改訂作業
- 4 関係機関等への情報発信
・教育局、市町村教育研究所への実践記録集の送付
・報道機関への実践記録集の送付
・研究所員研修会等での情報発信

学校・保護者・地域等の連携による9か年を見通した教育経営

政 策	施 策	
1 生涯を通じて学ぶ町民	(1) 生涯学習の推進	IV-1-(1)
	(2) 学校教育の充実	IV-1-(2)
	(3) 生涯スポーツの充実	IV-1-(3)

生涯スポーツの充実

担当課：教育委員会

連携課：保健福祉センター

〈現状および課題〉

健康や余暇などへの関心が高まっています。明るく豊かな生活を築くためには、スポーツに対する関心をより深め、健康スポーツの普及に努めることが必要です。また、町民一人ひとりが日常生活の中で、積極的にスポーツ活動に親しみ、健康と体力の維持、増進を図っていくことが必要です。

本町では、スポーツ活動への参加意識が高まるにつれ、活動施設や内容へのニーズも高度化・多様化し、これらに対応した「いつでも、どこでも、誰でも」がスポーツを楽しめる機会や環境の整備を図ると共に、スポーツ少年団活動や競技者、競技団体、指導者の育成に力を注ぐ必要があります。

また、人口の減少や高齢化、多様化する趣味により活動の維持が厳しくなっている団体が増えるなか、休会状態にある団体は少なくありません。

町民のスポーツへの参加意識をなくさないために、団体同士が連携した取り組みを強化し、情報交換や交流の場の提供に努めることが大切となっています。

スポーツをとおして生涯にわたり、健康で活力ある生活を送るために保健、福祉、教育や町民のみなさんと連携した取り組みが求められています。

〈基本方針〉

町民がいつまでも健康で活力ある生活を送ることができるよう、いつでも気軽にスポーツができる環境を整えます。

〈主な施策〉

①スポーツの推進

・スポーツ教室やスポーツ大会の開催

町民がスポーツに触れる機会の拡大を図るため、町民向けのスポーツ教室の開催やスポーツ大会の開催に対する支援をします。

・誰もが親しむことのできるスポーツの振興

町民が気軽に健康・体力づくりを目的に取り組むことができるようなスポーツの振興を図ります。また、情報の提供を行います。

・保健事業との連携強化

健康増進を図るために、保健事業と連携を強化した取り組みを実施します。

・スポーツ団体の支援

自主的に活動しているスポーツ少年団やスポーツ団体への支援を行います。また、団体間の連携や情報交換の機会づくりを図ります。

②指導者、指導体制の充実

- ・長期的な展望を持った、各種スポーツ指導者の発掘・育成に努めます。

③スポーツ施設の充実

・利用者ニーズに対応したスポーツ施設の整備

スポーツ施設の整備については、競技団体や関係機関との協議の上、適切に行います。また、ジョギングやウォーキング愛好者が、安全を確保するための対策を検討します。

・既存のスポーツ施設の有効活用と利便性の向上

スポーツ施設の利用について、競技者間の連携や情報の共有により有効に活用します。

政 策	施 策	
2 誇り高き ふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	IV-2-(1)
	(2) 文化財保護の推進	IV-2-(2)
	(3) 地域イメージの形成	IV-2-(3)
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	IV-2-(4)

芸術・文化活動の推進

担当課：教育委員会

連携課：

〈現状および課題〉

本町では、質の高い芸術文化の提供を目的とした「ふるさと劇場」や「あかえぞ文藝舎」による町民文芸誌「あかえぞ」の発刊など、町民による活発な文化活動が進められる一方、高齢化や活動内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は、きびしい状況にあります。町民の関心を高めながら、地域の歴史に根付いた文化を継承し、新たな芸術文化が芽生える環境づくりを図っていくことが必要です。

また、書道や陶芸は世代を越えた交流の場としての活動が進められており、芸術・文化活動の新たな役割が見込まれています。

〈基本方針〉

町民の文化活動への参加を促進し、芸術文化への町民の関心を高めていきます。



郷墨会創立30周年記念作品

〈主な施策〉

①芸術文化活動の充実

・ 創作文化活動の育成支援

各種文化団体・サークルの活動に対して支援をすると共に、発表や活動の場を提供します。また、町民に対して、各種団体活動の情報提供を広報紙などの手段を通じて行います。

・ 文化・芸術鑑賞の機会の提供

町民の文化・芸術鑑賞の機会の提供のため、各文化的催し物の開催援助及び誘致を行うと共に、近隣市町村で開催される催し物の情報提供や参加を促します。

・ 既存施設の利活用

町民の文化芸術活動の核となるタウンホールの利便性の向上や公民館の充実を図ります。



陸別町文化祭 木やり太鼓

政 策	施 策	
2 誇り高き ふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	IV-2-(1)
	(2) 文化財保護の推進	IV-2-(2)
	(3) 地域イメージの形成	IV-2-(3)
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	IV-2-(4)

文化財保護の推進

担当課：教育委員会

連携課：

〈現状および課題〉

本町の文化財については、開拓の祖である関寛斎関係資料の整備に続き、アイヌ文化期の史跡ユクエピラチャシ跡の整備が具体化したところです。この二つは、まったく異なる時代の文化財ですが、遺跡の地域が重なることから、今後の整備活用における、相乗効果を期待することが出来ます。

関寛斎については、「関寛翁顕彰会」による研究や交流が行われており、この先人が残した、すばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が、活発に行われています。

平成24年には、関寛斎没後100年を迎えることから、町民が陸別の歴史を振り返る機会として、イベントの開催などを検討し、今後、さらに町民が地域の歴史や文化に接し、これらが身近に感じられる環境を整えていく必要があります。

国指定史跡ユクエピラチャシ跡については、平成21年度までに「白いチャシ」としての史跡現地整備と展示が完成し、ハード事業が完了したところです。今後は、その活用を推進し、文化財保護の理念と開拓以前の陸別町及び北海道の歴史の理解を広める必要があります。

〈基本方針〉

陸別の歴史や文化を次世代に伝えるために、文化財の保護・活用を進めます。

〈主な施策〉

①文化財の保護

- ・開発行為と文化財保護の調整を行い、文化財保護法に基づく、事前協議や必要な調査を適切に行います。

②文化財の活用

・関寛斎に関する資料の活用

「関寛斎資料館」を核として、関寛斎関係の遺跡整備の充実を図ります。また、引き続き「関寛翁顕彰会」の活動を支援します。

・史跡ユクエピラチャシ跡の活用

史跡ユクエピラチャシ跡の活用を進めると共に、十勝・道東地域の史跡活用、アイヌ文化の理解、世界遺産登録に向けた活動等に積極的に協力していきます。

・町指定文化財の活用

町指定文化財である斗満遺跡出土の大型石器の特別展示を行うなど、埋蔵文化財全般の活用を計画し、文化財に対する理解を深めるための活動を推進します。

③文化財・郷土芸能への意識高揚

- ・文化財保護団体の育成を進めます。
- ・学校教育や社会教育における郷土資料や人材の活用を進めます。
- ・史跡ユクエピラチャシ跡保存整備事業で実施した「住民参加型の史跡整備」方針を拡張・継続実施し、親しみやすい文化財を目指します。



国指定史跡ユクエピラチャシ跡

政 策	施 策	
2 誇り高き ふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	IV-2-(1)
	(2) 文化財保護の推進	IV-2-(2)
	(3) 地域イメージの形成	IV-2-(3)
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	IV-2-(4)

地域イメージの形成

担当課：総務課

連携課：産業振興課

〈現状および課題〉

地域イメージの形成は、まちの個性を高め、この地に住む魅力を共通理解するために大切な方法です。

本町は、平成30年に開町100年を迎え、この間先人たちが培ってきた地域のイメージは町外での知名度を高め、町民が町の魅力を再認識し、わが町に住むことを誇りに思えるきっかけをつくれます。

本町では、きびしい自然環境をプラス志向に発想転換し「日本一寒い町」をキャッチフレーズとしたまちづくりを進め、町外からも認識されるイメージが定着しつつあります。

また、昭和62年に「星空の街」に選定され、平成10年には「銀河の森天文台」をオープンさせた本町ですが、さらに町民の共有のイメージとして「星空の町」を積極的に活用していく必要があります。

これらの活動を発展させながら、地域の産業や町民の誇りにつながる事業として進展していくことが、これからのまちづくりに求められています。

〈基本方針〉

「日本一寒い町」「星空の町」をキーワードとしたまちづくりを継続的に進めながら、「開町100年」という歴史の重みを再認識し、町民・行政が一体となって、誰もが認識する陸別らしいイメージとして定着させていきます。

〈主な施策〉

①「日本一寒い町」

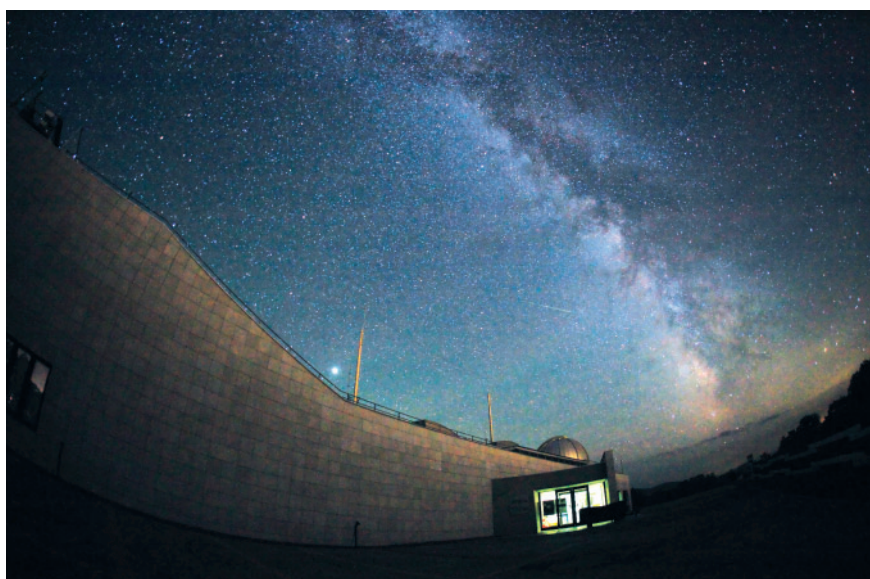
- ・引き続き「日本一寒い町」を町民共通のキャッチフレーズとした、まちづくりを推進します。

②「星空の町」

- ・銀河の森天文台を中心に「星空の町」の意識の向上と町外へのPRを進めます。

③「開町１００年」

- ・本町は平成３０年に開町１００年を迎えます。先人への敬意や町民の陸別町を思ふ気持ちを再認識し、更なる発展のための取り組みを実施します。



政 策	施 策	
2 誇り高き ふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	IV-2-(1)
	(2) 文化財保護の推進	IV-2-(2)
	(3) 地域イメージの形成	IV-2-(3)
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	IV-2-(4)

地域間交流・国際交流の推進

担当課：総務課

連携課：産業振興課・教育委員会

〈現状および課題〉

I T 技術や交通機関の利便性が高まるにつれ、地域間の時間的な距離が短縮され、交流の機会が増えています。また、国際化の進展や、アジア諸国の経済発展に伴い、外国人と接する機会や海外で働く機会も増え、さまざまな分野で国際感覚が求められる時代へと移行しつつあり、国際性を備えたまちづくりが求められています。

本町では国内の他の市町村との提携や交流は特に進めていませんが、開拓の祖・関寛斎が長く過ごした徳島市や千葉県銚子市とは町民による交流が進められています。また、電機連合との交流事業が平成20年に20周年を迎えており、サマーインリくべつや冒険体感インとうきょうの参加者による町民レベルの交流へと発展しております。

国際交流については、昭和61年にカナダのラコーム町と姉妹提携を結んで以来、国際交流町民の会を中心に、一般町民や中学生などの相互交流を積極的に進めてきましたが、国際問題や人的不足などにより、団体での交流事業がきびしい時代となっています。

国内の他の地域との交流や国際交流は、町民が本町のすばらしさを再認識すると共に、多くの情報や知恵を習得でき、有意義な人生を過ごす上でも重要です。現在の活動を基盤とし、より一層地域外との交流を深めると共に、地域内の交流も深め、人と人とが触れ合う豊かなまちを築くことが重要です。

また近年、北海道の大自然を背景とした、ゆとりある生活への関心の高まりから、都市住民の北海道移住が増加しております。当町においても、それらの移住希望者の受け入れについての取り組みを実施しておりますが、今後もニーズの把握や受け入れの体制整備を進める必要があります。

〈基本方針〉

国内の他の地域や国際的な交流の機会を拡大し、異なる文化や人とのふれあいとつながりを通じて魅力あるまちづくりを進めます。

〈主な施策〉

①地域間交流の促進

- ・民間交流活動の支援

町民が積極的に進める都市間・地域間の文化や経済的な交流事業を支援します。

- ・地域特性を通じた地域間交流の推進

「しばれ」や天文台、関寛斎など、地域特性を通じた地域間交流事業を推進します。

- ・地域間交流の促進

「ふるさと陸別会」「陸別友好町民の会」など道内・道外の方との多様な地域間交流を促進します。

- ・誘致企業などと地域産業との交流促進

㈱日産自動車などの誘致企業との経済交流を含めた交流機会の拡大を図ります。また、電機連合と友好関係の強化を図ります。

②国際交流の推進

- ・ラコーム町との友好交流の促進

町民のラコーム町との相互交流の促進を図ると共に、引き続き中学生等のラコーム町への派遣事業を実施し、友好関係の促進を図ります。

- ・在住外国人との交流

陸別町内に居住する農業研修生などと町民との交流機会の創出をします。また、陸別町の産業における外国人研修生や外国人労働者の受入体制づくりの検討を進めます。

- ・国際化対応の推進

国際化に対応した人材の育成のため、学校教育や社会教育のなかで国際化に対する教室を実施します。

③移住者受け入れの推進

- ・地域の新たな人材の獲得を図るため、都市部や他地域からの移住希望者の受け入れを積極的に推進します。



陸別町移住促進モデル住宅

MEMO

基本目標V

豊かなふれあいが築くふるさとづくり

1 地域と共に歩む行政	担当課
(1) 町民参加のまちづくり	総務課
(2) 情報の共有によるまちづくり	町民課
2 生き生きとした青少年と女性	担当課
(1) すこやかな青少年の育成	教育委員会
(2) 活力ある青年活動の促進	教育委員会
(3) 男女共同参画の推進	総務課
3 開かれた行財政と安定した運営	担当課
(1) 安定した行財政運営	総務課
(2) 広域行政による効率的な行政運営	総務課

政 策	施 策	
1 地域と共に歩む 行政	(1) 町民参加のまちづくり	V-1-(1)
	(2) 情報の共有によるまちづくり	V-1-(2)

町民参加のまちづくり

担当課：総務課

連携課：町民課・建設課・教育委員会

〈現状および課題〉

近年、町民のまちづくりへの参加や社会貢献への気運が高まってきており、地域の課題や多様なニーズに対応するため、町民と行政がそれぞれの役割と責任に基づき、連携・協力しながら、まちづくりを進めることが大切になっています。また、町民主導のまちづくりの推進には、町民同士が積極的に議論できる場や、幅広い層から多くの町民が参画できる機会を整え、まちづくりに対する考えを共有化することにより、自主的な町民活動を促し、先導的にまちづくりに取り組む町民の輪を広げる仕組みづくりが必要となります。

本町では、これまでも町民のまちづくりへの取り組みに対して支援をしてきましたが、今後も町民の積極的な取り組みを促すための情報提供を進めていくことが大切です。

また、道州制への動きや国・道による事務権限の委譲が進み、本町が担う役割が一層大きくなる中で、町民のみなさんと一緒になったまちづくりを進めることが重要となってきます。

〈基本方針〉

まちづくりを論議する場づくりや、町民各層がまちづくりへ参加する機会の拡大を図ります。

また、自治会活動や町民によるまちづくり事業への支援を図ります。

〈主な施策〉

①まちづくりへの参画機会の拡充

・まちづくりを議論する場づくり

町民各層が横断的に参画し、町民同士がまちづくりについて議論できる機会の拡充を図ります。

・まちづくり推進の町民組織の育成

まちづくりを目的とした取り組みや組織化などへの支援・育成を図ります。

・各種委員などへの青年や女性の登用促進

偏りがちになっている各種委員について、青年や女性の登用や、公募制により、政策形成過程への幅広い人材の活用を目指します。

②自主活動の奨励・支援

・自治会活動の支援

地域活動の最小単位である自治会活動の充実のために支援をすると共に、高齢化や人口の減少により活動が困難な地域が出てくることが予想されており、自治会間の連携や再編などの検討を進めることが必要です。また、当町において自治会への加入率は非常に高いですが、今後も高い加入率の維持に努めます。

・まちづくり事業の支援と活動助成

町民が行うまちづくりに関する活動に対して支援をするための「まちづくり補助金」を町民にひろめ、町民の活動に積極的な支援を行います。

③まちづくり人材育成

- ・地域課題に対応するまちづくり講座の開講や視察事業を推進すると共に、地域づくりに向けたリーダーの発掘・養成を図ります。

政 策	施 策	
1 地域と共に歩む 行政	(1) 町民参加のまちづくり	V-1-(1)
	(2) 情報の共有によるまちづくり	V-1-(2)

情報の共有によるまちづくり

担当課：町民課

連携課：総務課

〈現状および課題〉

町民ニーズに応えるまちづくりを進めるためには、より多くの町民の声を聞きながら、意見や要望を的確に把握し、行政の取り組みを十分に町民に周知することにより情報を共有化することが必要になります。

当町においては年に1回自治会長会議を実施し、自治会単位の要望を聴く機会を設けるほか、役場に窓口を設置して広聴機会を設けておりますが、今後は町民のみなさんの声を聴く機会をさらに拡大して、その声をまちづくりに活用する仕組みを構築することが求められています。

また、平成13年に施行した情報公開条例により、町民の参加により、開かれた町政を一層推進しておりますが、町民からの情報の開示請求実績はありません。今後、町民の町政参画のひとつとして情報公開条例の周知・活用を図ると共に、役場内の行政文書等の保管方法やルールを定め情報の共有化を図っていく必要があります。

〈基本方針〉

町民の声を聴く新たな方法や行政情報の公開を進め、情報の共有化により地域と行政がより理解し合える環境づくりを推進します。



陸別町ホームページ

〈主な施策〉

①広報活動の充実

・広報紙の充実

親しみやすい紙面づくりをこころがけ、行政情報の迅速な周知と、わかりやすい説明などにより開かれた行政を目指します。

・町民参加の広報紙づくりの推進

町民のまちづくりに関する活動などを積極的に掲載すると共に、町民同士の情報交換の場としての活用を検討します。

・インターネットを利用した広報活動

町民を対象としたホームページの充実を図り、迅速でわかりやすいページ構成を目指します。またホームページ作成への町民の参加についての検討を進めます。

②広聴機会の拡充

・広聴機会等の拡充

自治会長会議のほか、町民の広聴機会の拡充のため、広聴窓口の利用方法や場所などの周知の徹底により、利用の拡大を図ります。

また、町民のみなさんの声を聴くための多様な手段について検討します。

・町民の要望や意見・提言などを町政に反映させるために、意見受理から施策への反映までの運用体制を確立します。

③情報公開の推進

・陸別町情報公開条例に基づいた適切な情報開示を引き続き実施すると共に、制度についての周知を図り、町民の町政に対する関心を高めます。また、役場内の行政文書等の保管方法やルールを定め、適切な情報公開を進めます。

政 策	施 策	
2 生き生きとした 青少年と女性	(1) すこやかな青少年の育成	V-2-(1)
	(2) 活力ある青年活動の促進	V-2-(2)
	(3) 男女共同参画の推進	V-2-(3)

すこやかな青少年の育成

担当課：教育委員会

連携課：

〈現状および課題〉

次代を担う大切な子どもたちが成長する過程において、地域の存在は重要な役割を果たします。

核家族化、少子化、生活様式の多様化、情報化の進展により、子どもが一人で過ごす時間が増えており、子ども同士や世代を超えたコミュニケーション不足が問題視されています。国内全体の問題として、少年非行の多発、不登校、ニートなど一般社会になじめない若者の増加、児童虐待など、青少年に関わる社会的な問題が増大しています。

当町においては、少年団活動などをとおして、青少年の健全な育成を図っています。少子化の影響により、加入者は減少傾向にありますが、今後も引き続き活動に対する支援を続ける必要があります。

今後は青少年のすこやかな育成のため、家庭内だけでなく、家庭や学校、地域社会がそれぞれの役割を担い、連携を図ることが重要となっています。

また、地域や異世代との交流に力を注ぎ、本町の自然や人材を活かして、スポーツや文化をとおして幅広い視野を持った思いやりのある子どもたちが、すこやかに育つ環境づくりが求められています。

〈基本方針〉

青少年の健全な成長を促すため、家庭、学校、地域が連携した取り組みを進めます。また、本町の特色を活かした遊びや交流の取り組みを推進します。

〈主な施策〉

① 青少年の育成環境の整備

・ 地域の連携

地域全体で青少年育成を図るために、意識啓発や環境整備を進めます。また、自立性や社会性を持った子どもたちの成長のために、地域における体験活動や町民とのふれあいの機会の充実を図ります。

・ 青少年利用施設の充実と活用促進

放課後の学校施設や公民館を充実させ、子ども同士の交流の場の拡大を図ります。またスポーツ・レクリエーション施設の充実を図ります。

② 各種少年団活動や助成会の活動に対する支援

- ・ 各スポーツ少年団や助成会活動を通じて、仲間づくりや異年齢交流を図り、団体行動や社会のルールを学ぶことにより、青少年の健全育成につながるように、各団体への支援を行います。

③ 支援体制の整備

- ・ 陸別町の特色を最大限に活かし、子どもたちの健全な成長を支援するために、各関係機関が連携した組織づくりの検討を行います。
- ・ 高校生や青年が、子どもの遊びや体験活動、世代間交流活動や文化芸術活動などでリーダーになれるよう、研修機会や体験機会の充実を図ります。
- ・ 青少年が行うボランティア活動などの社会活動に対し、支援や情報提供を積極的に行います。
- ・ 児童・生徒による地域間交流事業や国際交流の機会の拡大を図り、広い視野を持った人材の育成に努めます。

④ 健全な成長

- ・ インターネットなど情報技術の発展に伴い、子どもたちが有害な情報を目にする機会が増えています。有害な情報を排除するための取り組みを推進すると共に、インターネットの適正な利用に対する教育の充実を図ります。
- ・ 有害図書・広告の排除など、地域における社会環境の浄化活動を進めます。

政 策	施 策	
2 生き生きとした 青少年と女性	(1) すこやかな青少年の育成	V-2-(1)
	(2) 活力ある青年活動の促進	V-2-(2)
	(3) 男女共同参画の推進	V-2-(3)

活力ある青年活動の促進

担当課：教育委員会

連携課：総務課・産業振興課

〈現状および課題〉

青年層の人口減少や価値観の多様化にともない、各団体の青年活動は低迷状態にあります。町外から多くの人を集め、町の知名度を高めるきっかけとなった「しばれフェスティバル」は、この青年活動から生まれた陸別の財産です。

まちに対し新たな風を起こし、活力の源を築く青年活動は、まちづくりや産業分野の進展に大きな役割を果たします。価値観の変化に対応した青年層の自主的な活動が芽生える環境を整え、積極的な青年活動が続けられることが、これからのまちづくりに求められています。

〈基本方針〉

新たな組織創設や自主的な団体活動への支援を高めると共に、まちづくりや産業おこしに関する研修・研究機会を充実します。また、町内外との交流機会の拡充を図ります。

〈主な施策〉

①組織、活動の促進、支援

- ・ まちづくりに関わる自主的な青年活動への支援を行います。
- ・ 町内・町外の方との交流機会の拡充と参加促進を図ります。
- ・ 青年団活動に対する町民の理解を深めるために広報活動を充実させます。

②青年層が集まる機会の拡大

- ・ 青年層が集まり、交流を深めるための自主的な活動を支援します。



陸別町商工会青年部が中心となり組織されているしばれフェスティバル実行委員会

政 策	施 策	
2 生き生きとした 青少年と女性	(1) すこやかな青少年の育成	V-2-(1)
	(2) 活力ある青年活動の促進	V-2-(2)
	(3) 男女共同参画の推進	V-2-(3)

男女共同参画の推進

担当課：総務課

連携課：教育委員会

〈現状および課題〉

近年、女性を取り巻く環境は大きく変わり、女性の意識や生活様式が変化しています。当町において、女性の活力は仕事だけではなく、PTA活動や地域でのボランティア活動、文化芸術など、まちづくりを支える大きな力となっており、今後も、あらゆる場面で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。特に子育て支援など、女性ならではの経験から社会に貢献できるものがあり、女性の社会進出の機会の更なる拡大に努めます。

女性団体の活発な活動が行われている本町ですが、男女が互いに尊重しあい、男女共同参画社会の実現に向け、更なる意識の高揚を図り、幅広い層からの積極的な社会参加を促していくことが必要です。

〈基本方針〉

男女共同参画の理解を浸透させると共に、まちづくりや地域活動などへの女性参画を促進します。

〈主な施策〉

①男女共同参画意識の啓発

- ・男女共同参画の実現にむけ、町民一人ひとりの意識の高揚のため、啓発や学習機会の充実を図ります。

②女性の社会参加の促進

- ・女性が社会活動へ参画しやすい環境をつくるための、育児や介護などの支援策の充実を図ります。また、育児休業の取得や労働条件の配慮など、企業や事業所等の理解を深めるための啓発活動や支援策の検討を行います。

③女性団体活動への支援

- ・女性が社会活動に参加するきっかけのひとつとなる女性団体活動への支援や情報提供を積極的に行います。

④各種委員への登用

- ・各種委員会などにおいて女性委員を積極的に任命し、政策決定過程への女性の参画を促進します。

⑤人権尊重

- ・男女が共に能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、固定的な役割意識の解消や男女間の暴力や性的嫌がらせなどの防止の取り組みや、相談体制の充実を図ります。

政 策	施 策	
3 開かれた行財政 と安定した運営	(1) 安定した行財政運営	V-3-(1)
	(2) 広域行政による効率的な行政運営	V-3-(2)

安定した行財政運営

担当課：総務課

連携課：

〈現状および課題〉

本町は、平成17年に「陸別町自立推進プラン」を策定して、自立したまちづくりのための基本方針を定めました。

地方分権の流れに伴い、まちづくりの範囲が広がり、高度化・多様化する市民のニーズに的確に対応するため、よりきめ細かな行政サービスの提供や、地域経営の視点を持った効率的な行財政運営が求められています。また、地域における様々な課題を自らの責任において主体的に解決できる体制づくりが大切となっています。

限られた財源を効果的に活用するためには、行政環境の変化に対応した職員個々の能力向上が求められ、市民に信頼され、ともに語り合える行政環境を築いていくことが必要です。

また、国や道が進めている道州制への動きを的確に把握し、事務・権限の市町村への委譲により市民にもっとも身近な町が行政サービスの中心的な役割を担うことになり、公と民の役割分担を明確にし、効率的な組織づくりを進めることが重要です。

〈基本方針〉

計画的な行政運営を図ると共に、時代に対応した行政機構の整備や事務事業の改善を進め、質の高い行政サービスを提供していきます。

財政については、健全な財政運営を堅持しつつ、事業効果を重視した予算編成体制や町有財産の有効活用、財源の確保などに努めます。

〈主な施策〉

①計画的な行政運営

- ・本計画を基本として、各分野における取り組みを計画的・横断的に進めていきます。
- また、業務に対する点検、評価のシステムを確立します。

②行政改革の推進

- ・効率的な行財政運営を図るために、組織・事務事業の点検・見直しを進めます。
また、公共施設の適正配置や各種業務の民間委託、指定管理者導入の拡大などにより行政運営の効率化を図ります。
- ・望ましい受益と負担の関係を確立するために、行政サービスのコストの検証を積極的に進めます。

③職員の適正配置と資質向上

・職員の適正配置

少ない職員で成果を最大限に上げるため、行政組織のスリム化や各分野の横断的な事業実施を進めるほか、職員の資質に応じた適正な配置を目指します。
また、より効果の高い政策展開のため、専任スタッフ制度の導入を検討します。

・職員研修機会の拡大

職員の政策能力の向上のため、研修機会の拡大や研修意欲の高揚を図ります。
また、国・道との人事交流による職員の能力の向上のための取り組みを検討します。

④健全な財政運営

・歳入の確保

適正な課税と高い収納率の維持により税収の確保に努めると共に、受益者負担の適正化を図ります。また、国や道の補助制度などの情報収集を的確に行い、有効な活用を図ります。

・各種補助金・交付金・負担金・出資の点検

地域や団体等と行政の役割を明確にし、補助金交付の意義を再検証します。

・町有財産の有効利用

未利用町有財産や貸付財産の処分及び用途変更等などにより資産の有効利用についての検討を進めます。

⑤財務管理の透明性

- ・陸別町の財政状況を町民のみなさんと共有するため、広報紙などで広くわかりやすく情報の提供をおこないます。

政 策	施 策	
3 開かれた行財政 と安定した運営	(1) 安定した行財政運営	V-3-(1)
	(2) 広域行政による効率的な行政運営	V-3-(2)

広域行政による効率的な行政運営

担当課：総務課

連携課：

〈現状および課題〉

行政に対する、多様化・高度化するニーズや日常行動の広範囲化などに加え、効果的・効率的な行財政運営への要求も高まり、広域的な視点を持った取り組みがますます重要になります。

本町においても、十勝圏複合事務組合や池北三町行政事務組合などの構成員として、広域での連携・共同事務を進めております。

今後もきびしい地方財政のもと、事務事業等の広域連携により、効率的な行政運営を図るため、より一層の可能性を求めています。

〈基本方針〉

十勝管内自治体との広域連携の検討や、行政事務組合の機能を強化すると共に、多面的な共同事業を進め、ニーズに対応した行政サービスの提供を図ります。また、経済交流や地域交通の取り組みについて、隣接する網走管内との連携を検討します。

〈主な施策〉

①広域行政の推進

- ・十勝管内市町村との連携強化と広域連携について検討・推進し、効率的な行財政運営を目指します。
- ・人材育成事業など教育機関での広域対応の継続

②道東地域における連携事業の推進

- ・経済交流や地域交通の維持などの共通課題を持つ道東地域との連携について検討します。

用語説明

- 1次医療機関** 1じいりょう …… 住民の日常生活に密着した身近な医療機関のこと。
- 2次医療機関** 2じいりょうきかん …… 専門的な検査や治療を行う一方、1次・3次医療機関と連携を取りながら、適切な医療を提供する医療機関のこと。
- 3次医療機関** 3じいりょうきかん …… 2次医療機関では対応できない複数の診療科にわたる重病な患者に対し、高度な医療を総合的に提供する医療機関のこと。
- AED（自動体外除細動器）** …… 心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。
エー・イー・ディー
- IT技術** アイ・ティーぎじゅつ …… 情報技術のこと。
- TMRセンター** ティー・エム・アールセンター …… 隣接する酪農家数件で、草地管理、自給飼料の共同調整・貯蔵及びTMR（混合飼料）の調整・宅配までをシステム化すること。

【ア行】

- エコツーリズム** えこつーりずむ …… 環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮した旅行、レクリエーションのこと。

【カ行】

- カーボンオフセット** かーぼんおふせつ …… 発生してしまった二酸化炭素の量を何らかの方法で相殺し、二酸化炭素の排出を実質ゼロに近づけようという発想・活動のこと。
- グリーンツーリズム** ぐりーんつーりずむ …… 都市住民が農山漁村において自然・文化・人々との交流を楽しむ体験型・滞在型の旅行、レクリエーションのこと。
- グループホーム** ぐるーぷほーむ …… 地域社会の中にある住宅で、高齢者や知的障がい者、精神障がい者が、家賃を負担しながら共同生活する形態のこと。
- グローバル化** ぐろーばるか …… 国境を越え、世界規模で関連しあうこと。
- 国勢調査** こくせいちょうさ …… ある時点における人口及び、性別や年齢、結婚、就業状態や世帯員の構成といった人口及び世帯に関する各種属性のデータを調べる調査。（5年ごとの実施）
- 国民保護計画** こくみんほごけいかく …… 大規模テロ等が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、住民の避難や救援などに関することについての計画。
- 子育て支援センター** こそだてしえんせんたー …… 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るための組織のこと。

【サ行】

- 三位一体改革** さんみいつたい …… 国庫補助金の廃止・縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しを一体的に行うこと。
- 指定管理者** していかんりしゃ …… 公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・住民グループなど、法人、その他の団体に包括的に代行させること。
- しばれ技術開発研究所** …… 「日本一寒い町」陸別町の特色を生かした研究や、研究で蓄積されたデータの利用、技術者の育成を図ることを目的として実験研究を行っている町内の研究所。
しばれぎじゅつかいはつけんきゅうしよ
- 受益者負担** じゅえきしゃふたん …… ある特定の公共の事業により、特にその利益を受けるもの（受益者）がその利益に応じて、原則としてその経費を負担すること。

用語説明

循環型社会 じゅんかんがたしゃかい ……	製品等が廃棄物となることが抑制され、循環的な利用が行われることが促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
障害者自立支援法 …… しょうがいしゃじりつしえんほう	障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする法律。
食料自給率 しょくりょうじきゅうりつ ……	国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標のこと。
新エネルギー しんえねるぎー ……	太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。
人口減少社会 じんこうげんしょうしゃかい	人口の減少もさることながら、高齢化率の上昇を反映し、全人口に占める生産年齢人口の比率が低下していく社会のこと。
水源のかん養 すいげんのかんよう ……	水源の確保、洪水の防止、河川の保護などのこと。
【タ行】	
地域包括支援センター …… ちいきほうかつしえんせんたー	介護保険に伴う新予防給付や虚弱高齢者を対象とした介護予防・総合相談・家族支援事業等を行う組織のこと。
【ナ行】	
ニート にーと ……	年齢15～34歳の非労働力人口(仕事と求職活動をしていない人)のうち、家事も通学もしていない人のこと。
ニューツーリズム にゅーつーりずむ ……	テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど、体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行、レクリエーションのこと。
農業コントラクター のうぎょうこんとらくたー	農業経営の規模拡大や労働負担の軽減のため、農作業を請け負う組織のこと。
農林業センサス のうりんぎょうせんさす	農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査のこと。
【ハ行】	
パーラー排水処理施設 ぱーらーはいすい	牛舎(パーラー)から排出される水を適切に排出するための施設のこと。
バリアフリー ばりあふりー ……	段差や仕切りなどをなくし、高齢者や障がい者に配慮すること。
ファームイン ふぁーむいん ……	農場、牧場に数日間宿泊し、農場生活を体験する民宿の一種のこと。
ホスピタリティ ほすびたりていー ……	温かくもてなす心、歓待の精神のこと。
【ヤ行】	
ユニバーサルデザイン ユニバーサルデザイン	障壁がなく、誰もが使いやすいように配慮された設計のこと。
【ラ行】	
酪農ヘルパー らくのうへるぱー ……	休日の確保など、酪農の労働環境改善のため、酪農家に代わって酪農作業を行う派遣要員。
ラコーム町 らこーむちょう ……	陸別町の姉妹都市。昭和61年の姉妹提携以後、町民、中学生等の交流活動を行っています。
陸別町自立推進プラン …… りくべつちょうじりつすいしんぷらん	陸別町が自立を目指すために作成した計画。